
平成26年 第2回(定例)南部町議会会議録(第5日)

平成26年3月20日(木曜日)

議事日程(第5号)

平成26年3月20日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第2号 平成25年度南部町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第4 議案第3号 平成25年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第5 議案第4号 平成25年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第6 議案第5号 平成25年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第7 議案第6号 平成25年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第8 議案第7号 平成25年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第9 議案第8号 平成25年度南部町水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第10 議案第9号 平成25年度南部町病院事業会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第10号 南部町太陽光発電基金条例の制定について
- 日程第12 議案第11号 南部町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第13 議案第12号 南部町高校生等医療費助成条例の制定について
- 日程第14 議案第13号 消費税及び地方消費税の税率改定等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第14号 南部町国民健康保険西伯病院看護師育成奨学金貸付条例の制定について
- 日程第16 議案第15号 南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第16号 南部町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第17号 南部町特別会計条例の一部改正について
- 日程第19 議案第18号 南部町督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正について
- 日程第20 議案第19号 南部町防災行政無線施設条例の一部改正について
- 日程第21 議案第20号 南部町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第21号 南部町上水道給水条例の一部改正について

- 日程第23 議案第22号 南部町簡易水道施設条例の一部改正について
- 日程第24 議案第23号 南部町残土処分場跡地整備基金条例の廃止について
- 日程第25 議案第24号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第26 議案第25号 町道路線の認定について
- 日程第27 議案第26号 町道路線の変更について
- 日程第28 議案第27号 平成26年度南部町一般会計予算
- 日程第29 議案第28号 平成26年度南部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第30 議案第29号 平成26年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第31 議案第30号 平成26年度南部町墓苑事業特別会計予算
- 日程第32 議案第31号 平成26年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算
- 日程第33 議案第32号 平成26年度南部町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第34 議案第33号 平成26年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第35 議案第34号 平成26年度南部町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第36 議案第35号 平成26年度南部町太陽光発電事業特別会計予算
- 日程第37 議案第36号 平成26年度南部町水道事業会計予算
- 日程第38 議案第37号 平成26年度南部町病院事業会計予算
- 日程第39 議案第38号 平成26年度南部町在宅生活支援事業会計予算
- 日程第40 陳情第12号 消費税の複数税率導入と新聞への軽減税率適用に関する陳情
(追加議案)
- 日程第41 議案第39号 南部町課設置条例の一部改正について
- 日程第42 議案第40号 南部町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正
について
- 日程第43 発議案第1号 「特定秘密の保護に関する法律」(特定秘密保護法)の廃止を求める
意見書
- 日程第44 議長発議第2号 閉会中の継続調査の申し出について〈議会運営委員会〉
- 日程第45 議長発議第3号 閉会中の継続調査の申し出について〈広報調査特別委員会〉
- 日程第46 議長発議第4号 閉会中の継続調査の申し出について〈議会改革調査特別委員会〉

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名

- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第2号 平成25年度南部町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第4 議案第3号 平成25年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第5 議案第4号 平成25年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第6 議案第5号 平成25年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第7 議案第6号 平成25年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第8 議案第7号 平成25年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第9 議案第8号 平成25年度南部町水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第10 議案第9号 平成25年度南部町病院事業会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第10号 南部町太陽光発電基金条例の制定について
- 日程第12 議案第11号 南部町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第13 議案第12号 南部町高校生等医療費助成条例の制定について
- 日程第14 議案第13号 消費税及び地方消費税の税率改定等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第14号 南部町国民健康保険西伯病院看護師育成奨学金貸付条例の制定について
- 日程第16 議案第15号 南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第16号 南部町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第17号 南部町特別会計条例の一部改正について
- 日程第19 議案第18号 南部町督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正について
- 日程第20 議案第19号 南部町防災行政無線施設条例の一部改正について
- 日程第21 議案第20号 南部町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第21号 南部町上水道給水条例の一部改正について
- 日程第23 議案第22号 南部町簡易水道施設条例の一部改正について
- 日程第24 議案第23号 南部町残土処分場跡地整備基金条例の廃止について
- 日程第25 議案第24号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第26 議案第25号 町道路線の認定について
- 日程第27 議案第26号 町道路線の変更について
- 日程第28 議案第27号 平成26年度南部町一般会計予算
- 日程第29 議案第28号 平成26年度南部町国民健康保険事業特別会計予算

- 日程第30 議案第29号 平成26年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第31 議案第30号 平成26年度南部町墓苑事業特別会計予算
- 日程第32 議案第31号 平成26年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算
- 日程第33 議案第32号 平成26年度南部町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第34 議案第33号 平成26年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第35 議案第34号 平成26年度南部町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第36 議案第35号 平成26年度南部町太陽光発電事業特別会計予算
- 日程第37 議案第36号 平成26年度南部町水道事業会計予算
- 日程第38 議案第37号 平成26年度南部町病院事業会計予算
- 日程第39 議案第38号 平成26年度南部町在宅生活支援事業会計予算
- 日程第40 陳情第12号 消費税の複数税率導入と新聞への軽減税率適用に関する陳情
(追加議案)
- 日程第41 議案第39号 南部町課設置条例の一部改正について
- 日程第42 議案第40号 南部町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正
について
- 日程第43 発議案第1号 「特定秘密の保護に関する法律」(特定秘密保護法)の廃止を求める
意見書
- 日程第44 議長発議第2号 閉会中の継続調査の申し出について〈議会運営委員会〉
- 日程第45 議長発議第3号 閉会中の継続調査の申し出について〈広報調査特別委員会〉
- 日程第46 議長発議第4号 閉会中の継続調査の申し出について〈議会改革調査特別委員会〉

出席議員(14名)

1番 白川立真君	2番 三鴨義文君
3番 米澤睦雄君	4番 板井隆君
5番 植田均君	6番 景山浩君
7番 杉谷早苗君	8番 細田元教君
9番 石上良夫君	10番 井田章雄君
11番 秦伊知郎君	12番 亀尾共三君
13番 真壁容子君	14番 青砥日出夫君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	唯	清 視君	書記	芝 田 卓 巳君
			書記	岡 田 光 政君
			書記	前 田 憲 昭君
			書記	石 谷 麻衣子君
			書記	小 林 公 葉君

説明のため出席した者の職氏名

町長	坂 本 昭 文君	副町長	陶 山 清 孝君
教育長	永 江 多輝夫君	病院事業管理者	吉 原 賢 郎君
総務課長	加 藤 晃君	財政室長	三 輪 祐 子君
企画政策課長	矢 吹 隆君	地域振興専門員	長 尾 健 治君
税務課長	畠 稔 明君	町民生活課長	仲 田 磨理子君
教育次長	板 持 照 明君	総務・学校教育課長	福 田 範 史君
病院事務部長	中 前 三紀夫君	健康福祉課長	伊 藤 真君
福祉事務所長	頼 田 光 正君	建設課長	頼 田 泰 史君
上下水道課長	谷 田 英 之君	産業課長	仲 田 憲 史君
監査委員	須 山 啓 己君		

午前9時00分開議

○議長（青砥日出夫君） 開会いたします。

ただいまの出席議員数は14人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（青砥日出夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。

3番、米澤睦雄君、4番、板井隆君。

日程第2 議事日程の宣告

○議長（青砥日出夫君） 日程第2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第3 議案第2号

○議長（青砥日出夫君） 日程第3、議案第2号、平成25年度南部町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第2号、平成25年度南部町一般会計補正予算（第7号）であります。

内容といたしましては、歳入歳出予算の総額からそれぞれ3億2,475万2,000円を減額し、総額をそれぞれ69億7,384万8,000円とするものであります。

要因といたしましては、各事業の額の決定によるものであります。減額の主なものとして、西部広域行政管理組合負担金補助及び交付金1,425万5,000円。介護保険対策事業負担金補助及び交付金、これは南部箕蚊屋広域連合への負担金であります。1,574万7,000円。生活保護扶助費1,359万7,000円。防災行政無線デジタル化改修工事2億754万6,000円が上げられています。増額分といたしまして、病院事業費、負担金補助及び交付金8,613万3,000円、これは地方交付税の額の決定により増額されたものであります。河川災害復旧費401万円。道路維持事業費、使用料及び賃借料として1,140万円。これらが主なものであります。

委員会で審査の結果、全員一致で可決すべきと決しております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論は終わります。

これより、議案第2号、平成25年度南部町一般会計補正予算（第7号）を採決いたします。
本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第3号

○議長（青砥日出夫君） 日程第4、議案第3号、平成25年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第3号、平成25年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）であります。

内容といたしましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ181万7,000円を追加し、総額をそれぞれ14億1,995万9,000円とするものであります。

なお、今回、国民健康保険基金より3,035万円の繰り入れを行っております。

委員会で審査の結果、全員一致で可決すべきと決しています。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論は終わります。

これより、議案第3号、平成25年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第4号

○議長（青砥日出夫君） 日程第5、議案第4号、平成25年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第4号、平成25年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。

内容といたしましては、歳入歳出予算の総額からそれぞれ499万2,000円を減額し、総額をそれぞれ1億2,372万8,000円とするものであります。

委員会で審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しています。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論は終わります。

これより、議案第4号、平成25年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第5号

○議長（青砥日出夫君） 日程第6、議案第5号、平成25年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第5号、平成25年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）であります。

内容といたしましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ86万6,000円を追加し、総額を

それぞれ2億3,472万9,000円とするものであります。

委員会で審査の結果、全員一致で可決すべきと決めています。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論は終わります。

これより、議案第5号、平成25年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第6号

○議長（青砥日出夫君） 日程第7、議案第6号、平成25年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第6号、平成25年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）であります。

内容といたしましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ58万2,000円を追加し、総額をそれぞれ5,538万円とするものであります。

委員会で審査の結果、全員一致で可決すべきと決めています。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論は終わります。

これより、議案第6号、平成25年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）を採

決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第7号

○議長（青砥日出夫君） 日程第8、議案第7号、平成25年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第7号、平成25年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第3号）であります。

内容といたしましては、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,415万8,000円を減額し、総額をそれぞれ5億7,024万2,000円とするものです。

これは太陽光発電施設建設事業費が2,413万2,000円の減額により、太陽光発電事業債も2,840万円減額するものであります。

委員会で審査の結果、全員一致で可決すべきと決しています。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論は終わります。

これより、議案第7号、平成25年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 8 号

○議長（青砥日出夫君） 日程第 9、議案第 8 号、平成 2 5 年度南部町水道事業会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 議案第 8 号、平成 2 5 年度南部町水道事業会計補正予算（第 3 号）であります。

内容といたしましては、継続事業の上水道拡張工事、これは朝金 - 落合間の送水事業であります。予定額を補正前の総額 4 億 3, 5 0 8 万円から、補正後の総額 5 億 2, 3 3 2 万 9, 0 0 0 円に改めるものであります。

委員会で審査の結果、全員一致で可決すべきと決しています。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論は終わります。

これより、議案第 8 号、平成 2 5 年度南部町水道事業会計補正予算（第 3 号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 1 0 議案第 9 号

○議長（青砥日出夫君） 日程第 1 0、議案第 9 号、平成 2 5 年度南部町病院事業会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第 9 号、平成 2 5 年度南部町病院事業会計補正予算（第 2 号）であります。

内容は、収益的収支及び支出の予算額を次のように補正するものであります。病院事業収益を8,896万5,000円増額し、総額25億3万5,000円に。病院医業費用を718万3,000円増額し、総額24億1,825万3,000円にするものであります。

事業収益の増額は、医業外収益、他会計からの補助金で、内訳は町補助金、これは地方交付税の確定によるものであります。8,460万6,000円。国保調整交付金、保健事業分として319万8,000円。国保調整交付金、救急患者受け入れ体制支援事業として116万1,000円が計上されておりました。

委員会で審査の結果、全員一致で可決すべきと決めています。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論は終わります。

これより、議案第9号、平成25年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第10号

○議長（青砥日出夫君） 日程第11、議案第10号、南部町太陽光発電基金条例の制定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第10号、南部町太陽光発電基金条例の制定について。

内容につきましては、この条例は太陽光発電所の売電収入を原資として再生可能エネルギーの活用及び普及の推進、発電所の維持管理に必要な経費に充てるための基金を設置するものであります。

この条例は、公布の日から施行するとしています。

委員会で審査の結果、次の意見を述べて全員一致で可決すべきと決めています。

意見。条例の処分の項目であります。これは基金の活用であります。条例の第7条の3、その他町長が特に必要と認める事業というふうにあります。この項目に対し、町民全体に恩恵があるように考慮されたいという意見を述べておきます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論は終わります。

これより、議案第10号、南部町太陽光発電基金条例の制定についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第11号

○議長（青砥日出夫君） 日程第12、議案第11号、南部町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第11号、南部町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について。

この条例の内容は、新型インフルエンザ等対策特別措置法において国から緊急事態宣言が発令された場合、市町村長は対策本部を設置することが義務づけられ、必要な事項は市町村の条例で定めるとされています。そのため、組織、会議等、必要な事項を定めることを目的とするものであります。

この条例は、公布の日から施行するとしています。

委員会で審査の結果、全員一致で可決すべきと決めています。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いた

しましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論は終わります。

これより、議案第11号、南部町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第12号

○議長（青砥日出夫君） 日程第13、議案第12号、南部町高校生等医療費助成条例の制定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第12号、南部町高校生等医療費助成条例の制定について。

この条例の内容は、少子化対策の一環として高校生等の保護者等に対し、高校生等の医療費の一部を助成することにより保護者等の経済的負担の軽減、子育て支援、福祉の増進を目的とするものであります。

この条例の施行日は、平成26年4月1日、3年後の平成29年3月31日で失効するとしています。

委員会で審査の結果、次の意見を述べて全員一致で可決すべきと決しています。

意見であります。条例の第3条の3に、南部町税条例の規定に基づき課税された町税、その他町に納付すべき料金に滞納がある世帯に属する保護者は、医療費の助成を受けることができないとある。これは他の条例ではない記述であり、他の条例と同条件で制定すべきと考える。これが意見であります。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論は終わります。

これより、議案第12号、南部町高校生等医療費助成条例の制定についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第13号

○議長（青砥日出夫君） 日程第14、議案第13号、消費税及び地方消費税の税率改定等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第13号、消費税及び地方消費税の税率改定等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

内容であります。これは平成26年4月の消費税及び地方消費税の税率改定に伴い、町内各施設の使用料及び利用料金の改定と、施設条例のうち指定管理者で管理を行っている施設について、施設の使用料を利用料金とするところ、従来の使用料のままとなっているもの、施設管理について町直営管理となった場合の読みかえ規定の表記漏れ等があったので、あわせて改正をするものであります。

なお、消費税及び地方消費税の税率改定に伴うものですが、従来の施設使用料及び利用料金等の大半については消費税導入後、ほぼ料金を上げずに対応しておりましたが、今後、税率が8%への改定、さらに10%の改定が予想されますので、それに対応すべく各料金を改定し、消費税及び増税分を利用者に負担していただくものであります。

この条例は、平成26年4月1日から施行としています。

委員会で審査の結果、賛成多数で可決すべきと決しています。

賛成の意見であります。応益負担の原則から消費税増税分を取らなければ一般会計に負担をかける。これは町全体の財政に影響を与えるので、利用者への負担をお願いするものである。賛成する。

反対の意見。消費税が5%から8%に増額されることに反対している。このたびの増税は、真面目に働いている国民生活を壊す気かと思われる方もたくさんいる。決して賛成できる状況ではないので反対するという意見がございました。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 先ほどの委員長報告でありましたように、消費税そのものが国民生活を破壊してしまう。これは今の経済情勢の中でだんだんと明らかになっていることではないでしょうか。今回のこの議案に目を向けてみますと、消費税増税を町の一般会計で扱われる公共料金分については、消費税法第60条第6項の規定によりまして、同条同項は自治体が一般会計に係る業務として行う事業については、課税標準に対する消費税額と控除することができる消費税額とを同額とみなすことによって、結果的に納税額が発生しない仕組みとしています。みなすということで、この法律上も賦課をしない取り扱いができるということを述べておりまして、この議案の中にもそういうものがあります。そういう立場から町民の生活を法律に従った形で守っていく、これが可能であります。そういうことを述べまして反対をいたします。

○議長（青砥日出夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

7番、杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） 7番、杉谷早苗です。私は、この法案に対しまして賛成の立場で討論いたします。

先ほど植田議員がおっしゃったことは、私も調べました。消費税法第60条の第6項ですね、確かにそのように書いてありましたが、しかしながら、それにはまだ続きがありまして、非課税は限定列挙されているので国や地方公共団体など特殊な場合、この特殊な場合でも限定列挙以外では普通に課税されるとありまして、全てが非課税になるわけではないとありました。その中には、町が支払っております電気代、物品購入、また施設の改修など、このたびのことにはない部分におきましてもかかってまいります。そのようなことを総合的に考えますと、やはり私たち主婦としては1円でも安く日々の買い物を求めて走り回りますが、しかしながら、全体を考えていきますと、これは皆で分かち合っていないといけないのではないのかなと思います。そのような立場で賛成をいたします。以上、終わります。

○議長（青砥日出夫君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番の亀尾です。私は、まず反対討論で先ほど植田議員も申し上げましたが、町の一般会計に付随するものについては、やはり税の負担は控えるべきであるということを申し上げます。その理由は、私は税の基本というのは、消費税は私は税の基本から外れていると思います。いわゆる利益分について税を納めて、それで国民全体としてそのお金を公平に使う、これが税の一番の基本ではないでしょうか。

3%最初導入されました。そのときにもあったんですけども、理由は何かというと、社会保障制度を充実するというものであります。しかし、皆さんどうでしょう。5%になった段階でもまた国保の国からの支援を減らすとか、あるいは介護保険制度を導入するとか、そのようなことでどうでしょう、社会福祉の面で充実されたでしょうか。

そして、今回も非常に不合理なのはこういうことなんですね。消費税を8%にするということですね。かなり政府に入ってくるお金はふえます。その総額は、試算したほどでも4兆4,000億円の増ということになります、国の取り分ですよ。これに比べて社会保障関連の予算はどれだけふえたかというと、わずか1兆円にしかすぎません。入ったお金は何に使われたでしょうか。それはいわゆる公共土木事業に使うとか、そういうことであります。その上に、まだ消費税は国民には負担増を押しつけながら、大企業にはいわゆる復興予算として法人税を3年間にわたってつけるということだったんですが、1年前倒しでこれもやめました。まさに大企業の言いなり、このことには政府はどんどんやるが、しかし、国民の生活に対しては保障をしない。このようなやり方、皆さんどう思われますか。

先ほど賛成討論でもありました。1円でも安いところを主婦は駆け回るといったことだったんですが、ますますひどい状況になるではないでしょうか。しかも、国会で討論見ますと、大企業のもうけ分は、それは雇用の関係、いわゆる雇用の改善につながると言っておりますが、しかし、麻生総務大臣はこういうことを言っていますよ、財務大臣ですか。一概にそういうことを入ると言っても何の担保もない、これは間違いではないか、そのようなことを言っているわけなんです。

私は、そういう中、本当に日々の暮らしが大変になる中、行政としては一般会計の分については消費税を控えると、そのような手をとるべきであり、また国全体とすれば消費税の増税については、はっきりと私は反対します。以上が討論の内容であります。

○議長（青砥日出夫君） 4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） 4番、板井です。私は、この議案第13号、消費税及び地方消費税の税率改定等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、賛成の立場で討論させてい

たきます。

今、共産党の亀尾議員のほうから長々と国の施策について話がありました。この条例改正は、あくまでも使用料金の改正です。消費税とは全く関係はないことはありませんが、国の施策にここまで言う立場のものなのかなということを感じますし、消費税自体を反対している共産党だから仕方がないかもしれませんけれど、私はそうではなくて、この施設の使用料の定義というものは何かということについて賛成の立場で少し討論させていただければと思います。

多分、施設の使用料といいますと、施設の運営にかかわる管理費や修繕費の一部を利用者の方から負担をお願いして徴収しているものだというふうに思っております。先ほど杉谷議員のほうからも話がありましたけど、この管理費や修繕費というものは全て消費税が、このたびも上がったときには料金が上がってくるということになってくると思います。そうすれば、やはりまず使っている方、使用して使っている方、それから、1年間使われない町民の方もおられると思います。それを料金をそのままにしまえば、消費税が上がった部分というのは町民皆さんで負担をしていかなくちゃいけないということになると思います。そういった意味からすると、使用料というものはやはり使った方にそれだけの負担を、上がったものについては追加で負担をしていただく、これがこのたびの使用料の改定ではないかなというふうに思っております。要するに、町民の皆さんに負担を負わせるのではなく利用者の方に負担をしていただく、これが当然の理屈ではないかなというふうに思います。

それとあわせて、指定管理を受けてこの施設を管理している方々もおられます。そういった方々に消費税が上がっても負担料が少なかったらば、その分指定管理を受けている方々に負担をかけてしまうということがありますので、やはり使っていただく方にはこのたびの消費税増税、もうこれは国で決まったことですのでどうしようもありません。やはりその部分をどうしていくかというのがこのたびの条例改正であるというふうに思っておりますので、私はこの13号の条例制定についてはこのような意味で、賛成の立場としての討論とさせていただきます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私は、13号に反対します。

この条例は先ほど言っていたように消費税を町の施設関連や下水道等に転嫁していくと、負担させていくという条例でした。当初、改正内容について担当課のほうからの説明では、400円利用料等で300円までについては料金改定はなく、単価400円以上の料金改定になり、そう影響額はないということで、影響額はどれぐらいあるのかということの数字は委員会でも示していただくことができませんでした。板井議員のおっしゃるように、住民全部で負担するのではな

く使う町民の方々に負担していくのだというのですけども、住民生活全般に責任を持つ立場からいえば、今回の改定でどのような町の財政に影響額があるのか、小さくてもこれは試算して町財政にとってどうなのかということを示さなければいけなかったのではないかというふうに思います。

それから、この中で28条例の料金改定があったのですが、一つは、少なくともこの中で、例えば第9条、町の廃棄物の処理及び清掃に関する条例では、ここに書いてある400円以下については料金改定していませんよと言いますが、よく見ますとこの中のし尿処理の利用料には18リットルで200円段階のところが上がっていますよ。これは説明の整合性からも合わないというふうに考えます、どんなふうになさるのでしょうか。賛成される議員も目を通していらっしゃると思いますが、説明と内容が合っていませんでした。

それから、少なくとも私は今回の第20条から続く公共下水道や農集ですね、浄化槽、いわゆる下水処理費用については住民の中から高いという声が起こっているわけですよ。お隣の日南町なんかでは、そもそもの使用料を下げたこの影響額を抑える工夫をなさっているんです。私は、これは日南町の英断だというふうに思いました。こういうものとか、例えば25条、28条になる町立小学校の体育館にも消費税をかける問題とか、28条の町の公民館ですよ、この使用料にも消費税を転嫁させていく、それも見たらわずかですよ。400円以上というのですから該当するのは1つか2つしかないわけですね。そこを10円、20円上げることがどのような意味があるのか。もしこれが上げなければならないのであれば、その影響額で町政がどう潤うのかということを説明すべきではありませんか。少なくともこれを通すというに当たっても下水道関係、小学校や公民館については、町が直接、会計の中で何とかなることですから、あとのところについては指定管理の方々がいらっちゃって、そこの経営を圧迫させることにならないというのは一理あると思うのですよ、指定管理者の責任ではありませんからね。少なくとも町の責任において、住民に負担をかけないところについては消費税法の第6条の6項に基づいてこれを転嫁しないと、こういう姿勢を示すべきだというふうに思うのです。

先ほどの消費税が国の問題だとおっしゃいますけれども、多くの国民がこの消費税が上がることに不安の声を抱いています。水道の説明会のときでも消費税が今後上がるとすれば7月の料金からだと言っているわけですよ。多くのところは、新聞でもそうですけども4月分を上げないところが多いんですよ。なぜかという、3月ぎりぎりまでみんな抵抗しているんです。様子を見ながら対応しようというのですから、私は全国の市町村が住民の立場を考えて、国はそう言っているけど3月議会ではここを押しとどめるなどというような英断をさせていただきたかったとい

うふうに思います。きのうでしたっけ、新聞に報道されていましたが、自民党の麻生太郎財務大臣が国会で答弁しているときにどういうことを言ったかということ、いわゆる法人税の問題で日本航空が公的な支援を受けた後、莫大な利益を得ているのだけれども法人税がゼロだということについて、自分も株主だけれども非常にふざけた話だと、こういうことを言っているわけですね。この仕組みは何かというと、先ほど亀尾議員が言ったように法人税を下げていく一方でその穴埋めとしてここ何年間消費税が使われてきた、国民は見抜きつつあると思うんですよ。そういう中では、私は政府に対して物を言う立場であるならば党派を超えて執行部も地方議員も、このような消費税で住民への生活への負担をやめてほしいという声を一緒に上げていってほしいというふうに思います。このような立場から反対いたします。

○議長（青砥日出夫君） 8番、細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） 議案第13号、消費税関係でございますが、賛成の立場から一言述べさせていただきます。

私も一般質問いたしましたときに言いましたように、この消費税ということは低所得者に対して大変にあんまりいい税ではありません。それで、いろんな救済措置というか、減免的なことがないのかいろいろというような一般質問をさせていただきましたが、何分この消費税、5%から今度8%になる。なぜこのようになったかという背景は、今、共産党議員団はそのように言われましたけど、皆さん方も御存じのように税と社会保障の一体改革の中で言われましたように、この消費税、もう社会保障が完全に今行き詰まっている。これを何とか打開しなくてはいけないというのが起きたのが、前からこの消費税というのはそういうことから伸びております。今、言われたように介護事業ももう1兆円超しました。それと、この消費税どこになるかということ、医療、福祉、年金、今度は子供少子化対策にもこれが使われると。これを使って今回の一般会計でも本年度予算には大きく反映されておりますが、そのように今回の消費税、社会保障、または私たち南部町の福祉の充実にもこれが適用されると。そこで、担当課からお聞きしました中に、今、真壁議員が言われましたとおり施設利用料等は400円未満は見直しをしないと、ほとんどの施設がそういうのが400円未満だそうです。400円以上のときには消費税3%上げると、単価にして10円ほどだそうです。そういうことを見て、その10円をちり積もりまして社会保障の充実にこれを充てると。そういうことを見ましたら、賛成討論にもありましたように応益負担の原則からある程度こういう利用者負担をしていただき、これが年金、医療、介護、また子育て支援のほうに充実していくという税でございますので、まだ8%に上げても追いつかないぐらいこの社会保障が伸びております。国のほうも、今、亀尾議員が言われましたようにほかのほうに使わ

れていると言われますが、これは国のほうできちっとチェックして全てが社会保障に行く、これが大前提でありますので、そういうことで私たちも今後高齢化になりまして、だんだんと団塊の世代が平成26年に向かって大変な時代に勢いが増しております。こういうことがありましてやむを得ない、確かに低所得者に対しては大変ですけども、私たちが今後生活していく上にも必要な財源であるということを申し上げまして賛成いたします。

○議長（青砥日出夫君） 討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（青砥日出夫君） これより、議案第13号、消費税及び地方消費税の税率改定等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第14号

○議長（青砥日出夫君） 日程第15、議案第14号、南部町国民健康保険西伯病院看護師育成奨学金貸付条例の制定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第14号、南部町国民健康保険西伯病院看護師育成奨学金貸付条例の制定について。

内容であります。この条例は有能な看護師人材の確保を目的とし、その結果、さらなる安心・安全な地域医療の実現を目指すため、西伯病院に看護師として勤務を希望する方へ奨学金の貸し付けを行うものであります。

対象者といたしまして、看護師養成所在学者、養成所のうち高等学校及び高等学校の専攻科においては看護師養成課程を設ける専攻科に在籍する方で、卒業後、西伯病院に勤務をする者としております。

貸付金の期間、返還の免除であります。貸付金は無利息で月額5万5,000円。期間は養成所を卒業の月まで。返還の免除は西伯病院に勤務し、その勤務した期間等による免除の制度があります。

この条例は、平成26年4月1日より施行としています。

委員会で審査の結果、全員一致で可決すべきと決めています。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論は終わります。

これより、議案第14号、南部町国民健康保険西伯病院看護師育成奨学金貸付条例の制定についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16 議案第15号

○議長（青砥日出夫君） 日程第16、議案第15号、南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第15号、南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

内容であります。この条例は健康管理センター所長、地域おこし協力隊員2名を特別職の非常勤職員として配置するため改正するものであります。

健康管理センターの所長は、現在、西伯病院の医師が兼務されていますが、兼務は行わずセンター所長として人を配置するもので、報酬は月額25万円。地域おこし協力隊員は、最長3年間町内に住んでいただき観光業務、農業振興業務を行っていただくため、それぞれ1名の計2名を配置するものであります。報酬は月額16万6,600円、1人200万円を限度として100%交付税で対応するものとしています。

この条例は、平成26年4月1日から施行するとしています。

委員会で審査の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

まず、賛成の意見であります。地域包括システムの構築のためには病院の医師が健康管理セ

ンター所長を兼務している体制では不十分である。分離すれば活動の範囲が広がると考えているので賛成する。

反対の意見であります。内容は介護包括システムの観点から事業にかかわるとのことだが、すこやかな週2日、それも半日の勤務で十分な役割が果たせるのかと考えると問題があり、反対する。以上の意見がありました。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） この南部町特別職の職員である非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正ですが、先ほど委員長報告にありましたように、問題は南部町健康管理センター所長の位置づけであります。今回の提案は地域包括支援センターを構築していくということで、一つの中核的な役割を果たしていただくということだと思いますけれども、勤務の時間が1週間に2日でそれぞれ半日という勤務ということなんです。地域包括支援というのはそう簡単に地域全体を見渡していろいろな状態におられる対象者の方々を把握する、全体を見ていく必要があると考える。そういうところから見て、この週2日の半日勤務というのは非常に体制としては不十分であります。それで、担当課長の説明を聞きますと、誰が全体を回していくといいますか、役割を果たしていくのかという質問をしましたが、やりながら考えてみるというような説明でして、私は事業を始める時点でしっかりと設計図といいますか、そういうことが描けてないという不十分さを非常に感じました。私は、そういう点で不十分さを今後どうされるのか見ながら、現時点では不十分だということで反対をいたします。

○議長（青砥日出夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） 4番、板井隆です。私は、この議案第15号、南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、賛成の立場で真壁議員より先に討論させていただきたいと思います。

まず、先ほど植田議員のほうから話がありました健康管理センター所長の件ですけれども、所長を配属する経緯は、現代社会、少子高齢化の現状から地域包括ケアシステムの構築を推進する必要があり、南部町は医療体制がある程度整っている中での特色ある地域包括ケアシステムを確立

するための対応策として、健康管理センターに医師の資格を持っておられる所長をお願いをされたということです。所長の役割についてこれも説明があったわけなんですけれど、個人の診療所と、それから西伯病院とが連携をして、介護が必要になった方の住みなれた住宅や地域で暮らし続けられるように、まずは医療、介護、介護予防の分野の推進を図っていく役割をお願いをすることで健康福祉課長からも説明がありました。このように時代の背景に沿った行政の役割は大変重要で、また喫緊に方向性を示す必要があるというふうにも感じております。このための専門分野での配置は、共産党が、先ほど植田議員が話をされました設計が描けないような配置ということだったんですが、確かにそれはその状況です。これから初めてこれは行くわけですから、ある程度執行部も頭の中ではあっても、やはり人という人を採用するに当たっては、やはり来てみてもらわないとわからない部分もあると思います。やってみないとわからないと言われた課長の意見はもっともだというふうに思いますし、それが描けるようにこれから所長1人でするわけではありません。職員が一丸となってそれをやっていかれるということですので、1週間の半日2回でも全体を見るのは職員がして、あとの判断、医師等の連携を所長がされるという一つのものできるわけですので、それは全く問題はないというふうに思います。

それプラス、先ほどの反対の討論では出ませんでしたけど、あわせて地域おこし協力隊のことについてもちょっと触れておいて賛成の討論とさせていただきたいと思います。この地域おこし協力隊は総務省の支援で都市部から地域おこし活動の支援員や住民の生活支援など、地域協力活動に従事していただく若者を定住、定着を図りながら地域の活性化に貢献していただくこととなります。私もちょっと調べてみました。25年度現在では全国で隊員数が978名、そして、318自治体でこの協力隊を受け入れておられるようです。南部町としてはちょっと遅いかなというふうには思うわけなんですけれど、これには多分考えがあると思います。7年前に立ち上がった7地域の地域振興協議会があります。町長はこの協議会の動向を考えながら、状況を見ながらこの時期を多分待っておられたのではないかなというふうに思います。各協議会は地域の特色、そして問題、課題を地域の住民と一緒に考えて考えながら解決の道へとそれぞれが歩いておられます。そして、そういった成果が出てきている今こそ外部からの新しい風を入れることは、絶妙のタイミングではないかなというふうに思います。願わくは各協議会に1人ずつぐらいでもその協力隊員がその地域の課題を解決する、そういったことに意欲のある若者が来ていただければもっともっとすばらしい地域振興協議会、また地域になるのではないかなというふうに思います。先ほど協力隊の状況も話をしましたが、確かに成功例よりは失敗例のほうが多いというふうに思います。先ほどのセンターの所長でも言いました人を採用するわけですので、そういったこ

とは承知の上で総務省が考えた施策である。それに乗っていったということだと思います。私もこのタイミングでの地域支援協力隊、そして、健康管理センターの所長の採用は、一番時期を射たというふうに思い、この議案第15号の賛成討論といたします。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 反対討論しろということだと思いますので。

先ほどの特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例で、特に私たちは南部町の健康管理センター所長、月額25万、年額300万、週2日半日で、約1日で1回6万円ちょっとの報酬を払っていくことについての是非について、委員会でも審査したと思うのです。大半については植田議員が述べられました。要は、何が一番課題になっているかということ、病院と診療所の連携を専門家である医者同士が非常に話がしにくいので、そこにきちっと話の通るような方に座っていただきたいということでした。この病院と診療所との関係について言えば、旧西伯からずっと懸案事項であったのではないのでしょうか。その中でいろいろ御苦労なさってきたと思うのですが、要は、町の姿勢と双方の信頼関係が一番大事だということだったのではなかったのでしょうか。もしそうであれば、今後、病院の管理者もかわったことで、私は双方が町内の医療や介護のこと誠心誠意、町と病院が誠意を尽くして協力関係を求めていくことのほうがはるかに成功率が高いというふうに思うのです。仮によそから来た場合です、よそから来た場合でも週2日です。中身のことが、町内のことがよく御存じない方が西伯病院や医療機関にどのような話し合いをして包括ケアの中心に座っていただくというのでしょうか。私は、そういう意味では確かに敷居が高いのかもしれませんが、診療所等の方々と膝を交えて話しする町長と管理者の姿勢、委員長の姿勢が望まれていると一番に思います。

それと、これは例えば町の姿勢としては、やはり医療機関等にも配慮していくという点でいえば、今回何でしたっけ、地域おこし事業、緊急雇用で13名の緊急雇用者を採用すると、1年間ですね、人材育成、これ緊急対策で出ているんですね。これを聞いたときに、13名のうち10名がゆうらくで研修するんだというんですね。町内の福祉施設といえまだほかにもあるわけなんですよ。そういうことをいえば、町内の医療機関や福祉施設の理解を得ていこうと思ったら、こういうところでも胸襟を開いて皆さんと御一緒にまちづくりをしたいので、力を得ながら人材育成をもというような、こういう形でいくことのほうがより協力を得やすいなというふうに思ったわけです。そういう意味でいえば、来ていただく方にも気の毒ですし、そういう意味でいえば、町内に抱えている問題は町内みずからで解決していくという強い姿勢でこれは臨んでほしいということで、よそから持ってくることには反対なんです。

もう一つの地域おこし協力隊員でいえば、私たちはこの制度そのものよりも、総務省が本当に人が大事というのであれば地方公務員を減らすなど、何で減らしたのかと言いたと思います。私も調べましたが、3年たってほとんどの方が経済的に自立できないから頓挫してしまうわけなんですよ。そういうところに本当に責任持っていけるのかという点でいえば、私は申しわけないけどこの地域おこし協力隊員というのは、3年間の援助があってもその後についての保障がないという点では、すこぶる心もとないやり方だというふうに考えます。ただし、これを採用するという以上、野菜の集配にも努めたいというような点もありますし、極力、協力をしていかないといけないと思いますが、そういう意味でいえば、決して手を挙げて喜べる制度ではないという点を批判しておきます。

○議長（青砥日出夫君） 6番、景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） 6番、景山です。私は、この議案、賛成の立場から発言をさせていただきます。

健康管理センターの所長さんの月額の25万、それと週2日半日というのは、確かにかなり高額だというふうに私自身も思います。ただ、同僚の議員の賛成の討論にもありましたように、誰もができるようなお仕事を担っていただくわけではないというところが一番の争点、論点になる部分だろうというふうに思います。

今回の地域包括ケアシステムですか、このことについては誰もが安心して暮らせる医療、福祉体制を維持しながらも総額の膨らみ続ける医療費の抑制も図っていく、そして、さらにはそのために予防ですとか、そういう健康教育とか、そういうものも全ての医療機関、医療に携わる方々が連携をとり合いながらそういう体制を構築していくという。みんながどこの市町村でも国全体で必要だ、必要だと言いながら、実際にできた例、成功した例がないといったようなものをこれからつくり上げていく。地域全体の医療、福祉の関係のマネジメントを行っていただく方にこれだけのものをお支払いしましょうと。常勤ですつといていただくということになれば、それはもう誰もやったことがないことを、誰もが望んでいるのにやれたことがないことをやっていただくなんていうことになると、莫大な費用がかかってくるだろうというふうに思われます。ですので、これについては本当に主観的なところもあると思います。どれだけの価値を見出すのかということで、賛成もあれば反対もあるとは思いますが、目指していかないといけない方向に向かって何らかの手段をとっていくという面から、私はこの議案については賛成すべきというふうに申し上げて終わらせていただきます。

○議長（青砥日出夫君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 私は、この15号の議案に対して反対の立場で発言いたします。

先ほど賛成討論の中でもあったんですが、週2日、しかも半日ですから正味1日という中で、どれだけの激務、25万円の報酬ということは相当な激務を予想されると思うんです。その内容からいいますと、正味週に1日でこれがこなせるだろうかということ非常に私は危惧するんですよ。もちろん病院から、あるいは診療所と連携ということは、これは必要だと思います。しかし、ここの仕事につく人がどういう方かわかりませんが、今までやれなかったことをやられるということなんですけども、それで、勤務がこれのことで勤まるのかということが私は非常に疑問に思います。それで、賛成討論の中でもあったんですが、予防のことも含まれているんですけども、私は予防については保健師さんなんかやられることであるし、担当課のほうで非常に力を入れてやっておられるわけですから、そこまですればということになれば、本当にこの方、わずか1日で、しかも25万も出してということは、相当な能力のある方かもしれませんけども、まずその想定した計画、あるいはそういう立案というか、ないのに、先ほど板井議員の賛成でもあったんですが走り出してからということなんですけども、そういうことでやられることについては、私はこのことについては十分に根本的な計画のもとにやるべきであって、将来的にはわかりませんよ、現時点でそのようなことでやるということについては、非常に疑問を持っておりますので反対するものであります。

○議長（青砥日出夫君） 8番、細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） この議案第15号については、賛成の立場から討論させていただきます。

中身は、一番問題になっているのが南部町健康管理センター所長の給料でありますし、内容でありますし、地域おこし協力隊員の件ですが、地域おこし協力隊員は同僚議員の板井議員が語る言われましたように、里山コーディネーター、これからそういうことを感じて住居も南さいはくに置いて頑張るということですが、そういう里山の資源を生かして活性化させるそういう大事な仕事を担っていただきたいと。庭先集荷もしていただき、みんなが元気になって農業とか林業とかもできる範囲でして、そこを皆さん方をコーディネーターして、またはそれにもして自分もそこで生活ができる基盤を築いていただきたいという趣旨がこの里山コーディネーターであり、地域おこし協力隊員の方なんです。物すごい今後は期待もしておりますし、これからだんだんと少子高齢化が進む中で、我が南部町がこれについてこの人のおかげで私やちが頑張った、頑張られたと言われるような事業をぜひともみんな協力していきたいと思っております。

それと、今、るる言われましたセンター所長さんの問題ですが、説明によりますと地域包括ケ

アシテムを推進するためにもぜひとも必要である。そのことがこれをされたと思いますが、まだまだ走ってみなわからん、そういう問題ではないと私は思っております。国の今置かれている少子高齢化の中で、また福祉の充実を図るためには、地域包括ケアシステムが一番大事であると、これは国が認めておりますし、地域もこれに向かって今走っております。その一番最先端というか、一番大事なところを南部町が今押さえてあると。それは何かというと、医療なんです。お医者さんなんです。地域包括ケアシステム、全国で一生懸命今やっていますが、一番頓挫したのがこの医療の問題なんです。お医者さんがバックにつくかつかんかで、その地域の医療と福祉が充実するか、安定するかにかかっております。1週間に2回半日で25万、高いと言われますけども、我が町にも開業医の先生方がたくさんおられます。町立の病院もあります。これらを連携してバックに医療がきちっとつく、そのコーディネーターをする人がこの方なんです。そのような人を選んで来ていただいたと私は思っております。だから、やってみなわからん、そういう問題じゃない。これからやるのにも医療がバックについた、それだけで一歩前進するんだと私は思っております。こういうことで、これを先駆けてよそから採ってこられたこの方をみんなで守って、病院、診療所、それと地域のいろんな事業所とも連携できるこういう方だと私は思っております。これについて皆さんも協力して、また温かい目で見られて、地域福祉を充実していくためにも必要なこの条例でございますので、私は賛成いたします。

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第15号、南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

ここで休憩に入りたいと思います。再開は、40分から。

午前10時14分休憩

午前10時40分再開

○議長（青砥日出夫君） 再開いたします。

日程第17 議案第16号

○議長（青砥日出夫君） 日程第17、議案第16号、南部町職員の給与に関する条例の一部改正

についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

11番、予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第16号、南部町職員の給与に関する条例の一部改正について。

内容であります。この条例は執行体制の強化を図るため、4級の職に課長補佐、局長補佐、所長補佐を置き、さらに危機管理体制の強化、災害時に強いまちづくりの体制を整えるために5級、6級に防災監を加えるものです。

この条例は、平成26年4月1日から施行するとしています。

委員会で審査の結果、賛成多数で可決すべきと決めています。

賛成の意見。近年、災害が増加しており、また島根原発も近くにある。専門職を置いて防災計画の推進、災害等への対策が必要と考える。総務課長の兼務の体制の現状は不十分であり、専門職を置くことに賛成する。

反対の意見であります。防災に対する対策の重要性は否定するものではない。しかし、南部町の規模を考えると専門の防災監が必要とは考えられない。今の現状、総務課長の兼務の体制で十分と考えるので反対するという意見がございました。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 亀尾でございます。私は、議案第16号、職員の給与に関する条例の一部改正について、反対するものであります。

理由は、防災に対しての備えは、私は非常に大切だということを感じております。また近年、異常気象に基づいてでしょうか、思わんところの災害も出ております。しかし、私はこの5級、6級ということでの防災監を置くということは、課長の位置づけだということだと思っております、新たに設けるその内容の条件ですけれども、しかし、単独でこの防災監を置かれるということ。日々、どういう仕事をされるんでしょうかということがようわからんわけです。この防災監ということになれば、私は置くよりも、例えて言うと保育園、学校なんかも含めて横との連携ということについて、やっぱり行政側が連絡をとりながら防災についての心得というもんを計画を立てる

なり、そういうことをすべきでないかと思います。

それと、振り返ってみますと、緊急雇用の対策のお金で3年間でしたか、7つの協議会のほうへ防災コーディネーターという形で置かれましたね。それで、各集落にきちんと防災に対する集落の備えができたかということになると、甚だ疑問であります。私が住んでおります地区でも、防災の避難場所も区のほうでつくったとか、あるいはどういう体制であるかとか、そういうこともできておりません。私は、むしろそういうことについては行政側が防災監を置かなくても常にやっぱり消防団とか、そういうことをもっと充実してやっていくということが必要だ、このように考えます。

それと、先ほど委員会の報告の中で委員長から報告がありましたが、総務課長が任に当たるといふこと、当然だと思いますけども、事災害が起こったときには対策本部を設置して町長がその中心でいろいろな手だてをやるわけですから、あえて防災監を置くよりも私が先ほど述べましたように日ごろ横の連絡をとって防災に対して備えること、そのことをやること、そのことが必要ではないでしょうか。繰り返しますが、どういうことをされるか委員会の中でも聞いてもはっきりしないわけなんです。そういう点から私は疑問に思い、これについては反対するものであります。

○議長（青砥日出夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

1番、白川立真君。

○議員（1番 白川 立真君） 1番、白川です。この議案は、防災監というポジションを設置したいということですので、賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず、防災の基本的な理念、考え方というのがあります。これはあらゆる災害に対し、被害を最小限に食いとめる。特に人的な被害を出さないことにまずあると考えます。地球温暖化を一因とした近年の異常気象、昨年のもう豪雨災害でも当町にも大きな爪跡を残しております。また、突発的に発生する地震、PM2.5など、私たちの暮らしそのものを破壊、または悪化させるものばかりです。このたび提案された防災監という管理職は、およそ想像できないものを想像し、町民のお命を守るために先回りをして手を打っていくという特殊であり、大変なお仕事になると考えます。つまり、兼任でできるものではないと考えておりますので賛成です。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 先ほど亀尾議員も言いましたけど、私もこの防災監を置くことには反対なんです。

述べたように、防災の対策を進めるという点では大いにしなければならないというふうな考え

ています。先ほど白川議員が言われたように、防災で一番やっぱり考えるのは住民の生命と財産を守っていくこと。とりわけ、取り返しのつかない命を守るという点では、これは皆さん一致すると思うんですよ。そしたら、今まであった震災の経験や災害の経験で、私たちは何を教訓にしているかということなんですけども、平成12年のこの地域での地震が起きたときには、一番皆さんが心配したのは保育園の子供や学校の子供は大丈夫だろうかという押しかけたことでした。そのときに、周辺を回って見たときも皆さんがどう言ったかという、地域で心配されている方が役場の若いもんが来てくれたと非常に安心なさってたんですよ、役場が来てくれたという。私は、そのときに本当に改めて町全体のことを考える奉仕者である公務員の役割というのを町民も自覚したし、多くの職員も自覚なさったのではないかなというふうに思うんですね。1つ思ったのは、そのときに2005年にアメリカでハリケーンが起きたときにニューオーリンズが8割ぐらい水害にまみれたときに、何が出動したかという軍隊が出動したわけですよ。そのときにNHKが報道なされていたのは、アメリカではほとんどの機構が民営化することによって公の立場で動く公務員が非常に少なくなってきたという報道がありました。そのときのことを南部町の地震のときに思ったわけです。そういう意味でいえば、住民の命に責任を持つ公務員というのは非常に大事だと思ったことです。この点から見れば、公務員の数を確保しておくということが一番だというふうに感じました。この間の大きな東北の震災では、自治体がどのようなことで訴えられているかという、1つには小学校の痛ましい被害の問題ですよ。残念ながら命が亡くなったような場合には町がどのようなことで責務を負うかという、やはり公的なところでの命を最大限守ったかどうかということで問われてくることが多いと。そういうときに、それらを考えますと少なくとも住民の命の安全を守ることは最低限預かっている子供たちの命や、西伯病院にいる患者たちをどうして守っていくかということがまず一番に来るんじゃないかなと私は思うんですよ。そのときに何が大事かという、備えと判断ではないでしょうか。それが1人の防災監でできるかという問題ですよ。一番は、確かに防災監を置いてすることも一つの方法かもしれませんが、しかし、人口1万2,000弱の問題、職員が120名になるかならんかの問題のときに本当にそのような専任のあり方がいいのかという点でいえば、私は管理職等に1名置くよりも、そういうお金があるのであれば公務員をふやすことやと思うんです。学校の先生をふやして対応できるということをとっていくのが、私は遠回りのようだけでも万全の構えだというふうに思うわけです。

それと、もう一つ言わせていただきましたら、防災監を置くことですね。この町で防災監を置く。先ほど亀尾議員も言ったんですけども、今回の予算上ではそういう予算がついていないので

すよ。さらに、今、取り組んで、どうして独立した防災監が必要なのかと言われたのは、総務課長が忙しいと言ったことなんです。残念ながら、防災の意識というのは持たないといけなけれども、そしたら365日そのことに従事しないとできないかって、そうではありませんよね。しっかりと備えをすること、判断するときの基準を持つこと、この準備をしていくことが町の最大の責任やというふうに思うんですよ。それは今の段階とこの町の規模では防災監という課長職を充てなくても、今の管理職等で十分私は可能だというふうに考えています。住民側から見たら、残念ながら防災コーディネーター等を置くとして町の防災という、町自身が責任を持たなければならない防災業務というのが目に見えていない。その段階で人がいなかったから、責任者が設置できなかったからできなかったんだというのは理由にならない。思い返してほしいのですが、平成12年のときに、あのときに防災監がいなければできなかったでしょうか、そうじゃなかったと思いますよ。そういう意味で考えたら、全ての管理職を含めて職員がその意識を持つこと、そして、小学校や中学校、保育園の方々がしっかりと備えをして判断できる状況に置くこと、このことが一番望まれていると思います。

委員会の中では、原発の問題も出ました。原発の問題、防災監1人では防ぐことはできません。原発の問題は、再稼働を許さないことが一番です。そういうことを考えれば、私はもしこういうふうにして管理職等をつけていくというのであれば、その費用で公務員を採用して公の立場で働ける人をふやしていただきたいと、このことを願ひまして反対いたします。

○議長（青砥日出夫君） 10番、井田章雄君。

○議員（10番 井田 章雄君） 10番、井田でございます。私は、この議案第16号を賛成の立場で討論させていただきます。

この16号を提案されたものは、5級、6級に防災監を設置するというところでございますが、現在、南部町の防災計画は、町長を本部長として地域防災計画が立てられております。これに沿って活動しておられるということは皆さん御承知だろうと思います。これは地震とか、地震については津波も影響ありますが、台風、これが主じゃないかというふうに認識しております。最近では先ほど白川議員も言われましたけど、局地的なゲリラ豪雨、そして局地的な豪雪、こういうことが最近気象条件が変わってきております。またPM2.5、きょうのテレビ見えていますとまだ小さい粒子のPM0.5という、これも大変な、血液に入るといふ感じというふうに理解いたしましたんですが、こういうなどなど、大変な事態がこれから起こるんじゃないかというように私は理解しております。

そして、住民の生命ですね、それから身体、財産を守るといふ重要な使命を町長は果たす義務

があります。これを補佐する立場の、私は人材が必要であるではなかろうかというふうに考えております。その人材に災害に関する専門知識はもちろんです。全職員をやはり取り締まる、まとめる指導力と災害対策を総合的に見分けれる人材、これは専門員、ここで今提案されているのは防災監ですが、人材が必要であると私は考えます。このためには、通常から事前に災害時の効果的な対応、また対策を検討して多くの事態に想定して判断力をやはり磨いていただかなければなりません。確実に対応策を実行できる訓練が必要であると私は考えます。また、被害を最小限にするため、予防策を尽くすことも重要な事柄だというように理解しております。そのためには専門員、防災監でございますが必要であり、平時において危機管理体制をやっぱり整備をしていく必要があるというふうに私は思います。そういうことをもろもろ総合判断させていただきまして、私はこれはぜひやっていただきたい防災監の設置ということで賛成をいたします。以上であります。

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第16号、南部町職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第17号

○議長（青砥日出夫君） 日程第18、議案第17号、南部町特別会計条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第17号、南部町特別会計条例の一部改正について。

内容であります、この条例の改定は建設残土処分事業特別会計、介護サービス事業特別会計を廃止するものであります。

建設残土処分事業特別会計は、この事業用地に太陽光発電施設を建設し、新たな特別会計を設置しています。介護サービス事業特別会計は、ゆうらくの起債償還を行うための会計でありましたが、平成25年度に繰り上げ償還を行っています。事業が完了したので廃止するものであります。

す。

施行日は、平成26年4月1日としています。

委員会で審査の結果、賛成多数で可決すべきと決めています。

賛成の意見。事業が終了した今、特別会計条例も終了すべきであり、賛成する。

反対の意見ではありますが、ゆうらくの無償譲渡は行うべきではなかった。この点からも、この改正については反対する。以上の意見がございました。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） この議案については委員長の報告のように、条例の整備の問題ですが、その中で第1条の第7号、介護サービス事業特別会計、介護サービス事業を終了するに当たってこれを割愛するという整備上の問題ですが、私たちは、先ほど委員長もあったようにゆうらくの無償譲渡に反対しておりましたので、その立場から今回の整備には反対いたします。

○議長（青砥日出夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

3番、米澤睦雄君。

○議員（3番 米澤 睦雄君） 3番、米澤でございます。私は、南部町特別会計条例の一部改正について、賛成の立場から討論いたします。

この条例は、建設残土処分事業特別会計、それから、介護サービス事業特別会計を廃止するための条例改正でございます。特に介護サービス事業特別会計でございますが、委員長から報告がございましたように、起債の償還が終わったために廃止するための条例改正でございます。私は、前に賛成討論の中でゆうらくについての無償譲渡についての賛成討論いたしておりますし、そういうことから考えましてでも、この2会計とも私は事業は完了したと思っておりますので、反対する理由は全くございません。以上、賛成討論といたします。

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第17号、南部町特別会計条例の一部改正についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 19 議案第 18 号

○議長（青砥日出夫君） 日程第 19、議案第 18 号、南部町督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第 18 号、南部町督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正について。

内容であります。この条例は地方税法の延滞金の特別措置が改正されたことにより、町の督促手数料及び延滞金徴収条例のうち延滞金の部分について改正するものであります。

この条例は、公布の日から施行するとしています。

委員会で審査の結果、全員一致で可決すべきと決めています。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論は終わります。

これより、議案第 18 号、南部町督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 20 議案第 19 号

○議長（青砥日出夫君） 日程第 20、議案第 19 号、南部町防災行政無線施設条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第 19 号、南部町

防災行政無線施設条例の一部改正について。

内容であります。この条例は防災行政無線のデジタル化に伴い、中継局等の設置場所を追加及び廃止するため改正するものであります。

施行日は、公布の日からとしています。

委員会で審査の結果、全員一致で可決すべきと決めています。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論は終わります。

これより、議案第19号、南部町防災行政無線施設条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第21 議案第20号

○議長（青砥日出夫君） 日程第21、議案第20号、南部町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第20号、南部町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について。

内容であります。この条例は地方税法改正により延滞金の特別措置が改正されたことにより、後期高齢者医療に関する条例の延滞金の部分について改正を行うものであります。

なお、改正の内容については、議案第18号、南部町督促手数料及び延滞金徴収条例の改正と同様であります。

この条例は、公布の日から施行するものであります。

委員会で審査の結果、全員一致で可決すべきと決めています。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いた

しましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論は終わります。

これより、議案第20号、南部町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第22 議案第21号

○議長（青砥日出夫君） 日程第22、議案第21号、南部町上水道給水条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第21号、南部町上水道給水条例の一部改正について。

内容であります。平成26年4月1日から消費税が5%から8%に改正となる税率改定に伴うものが第1条に、第2条は、料金の改定が示されている内容であります。

料金の改定であります。西伯地区上水道、基本料金1カ月当たり37.5円の増額。会見地区上水道、基本料金1カ月当たり50円の増額となっております。

施行日は、消費税の改定は平成26年4月1日、料金改定は平成26年5月1日であります。

委員会で審査の結果、賛成多数で可決すべきと決しております。

賛成の意見。基本料金の改定であるが、合併協定書答申にある料金統一に向かう指標の一つであり、方向性からも賛成するものである。

反対の意見。基本料金の値上げは住民生活を圧迫するものであり、なお、格差が広がるので反対するという意見がございました。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番、亀尾です。私は、議案第21号、南部町上水道給水条例の一部改正について、反対するものであります。

理由は、合併以来料金を統合する、これが大きな課題となっておりました。このたび会見地区は先ほど委員長の報告でありました50円、西伯地区が37.5円の引き上げの負担増ということとであります。私は、実はです、料金を統合するためには旧会見の料金と旧西伯の料金をいかに縮めていくか、このことが大きな課題だと思えます。23年に西伯側が水道料金が引き上げになりました。その結果、現在のところは会見と西伯の水道料金の差が1.5倍、そのような状況であります。このたび委員長報告であったように、料金の差額が縮まるかということは、若干12.5円西伯側と会見側の基本料金は差が縮まりました。しかし、将来統合するためにはこの差を縮めるということが一番の課題であります。しかも、私が申し上げたいのは、私がこの議会に出てもうそうですが、以前からも私たちは低位均一、このことを求めておりました。なぜかといいますと、この近隣では日南町に次いでこの南部町の水道料金が高いわけなんです。町の方針としては定住の促進を図る、いわゆる人口の減少に歯どめをかけるために定住促進を図りたい、これが大きな柱であります。その点からいえば、このたび50円、37.5円の基本料金の引き上げは定住促進の施策に対して逆行するものであります。私は、これはやっぱりやめるべきである、このことを申し上げて反対するものであります。

○議長（青砥日出夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

1番、白川立真君。

○議員（1番 白川 立真君） 1番、白川です。賛成の立場で討論いたします。

まず、この水道事業の約80%は固定費と言われております。その固定費の主な内容は、導管施設や送水システムの減価償却費や、その利息分です。しかしながら、一番問題になっておりますのは町民の減少や使用水量の減少です。そして、この水道事業会計が大変苦しくなっている主な原因となっております。今後も水道利用者みんなで支えて持続可能な水道事業とするために、皆様の協力は得られるものと考えておりますので賛成します。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 今回の上水道条例の改正ですけれども、私は一般質問でも行いましたけれども、まず1点目に言わなければならないのは、公営企業法のもとでも効率的な運営を

しつつ、公共の福祉の増進を図ることが目的だというふうにはっきり言っているわけです。今回の値上げは、この公共の福祉の増進に逆行するものだということをまず言いたいと思います。

それから、今回の住民説明会で住民の皆さんの御意見を原課でまとめていただいたものを読ませていただきましたけれども、延べ参加数が144人、そこで発言された方が……。最初言いました144人は実数ですね、発言された町民の方は122で、これは延べで何回か発言された方もあるように見受けられます。町長は所信表明の中で、住民説明会を行って住民の皆さんの関心は今後の料金統合にあるというふう感じたというふうにおっしゃいましたが、この中の発言を見ても今の生活が大変なので値上げはやめてほしい、一般会計からの繰り入れをして値上げを抑えてほしいという声も少なからずあったと思います。それが実際、実現不可能かといえば、私が一般質問でも言いましたが、一般行政が今の公共下水、農業集落排水、浄化槽などには2億2,000万も一般会計から繰り入れをしているわけですから、それで実際、普及率は80%です。水道事業は98%程度普及しております。そういうところから考えると、税金を投入することは十分できるということですし、よその自治体でも多くと言いませんけど、私はいろいろ調べてみました中にもかなりの自治体で一般会計からの繰り入れを行っております。

それから、別に紹介しておきたい公営企業法適用されている自治体病院の問題をちょっと調べてみますと、ちょっと以前の話になりますけれども、自治体病院の経営困難のことについてどう考えたらいいかということ、地方公営企業というのは一般の企業とは違って株式の発行を行わない、だから、資金調達は起債から出発する。そういうところから出発するので、地方公営企業は大変苦しい経営をしているんだというところを考えれば、もっと住民の生活の基盤、最も基本となる基盤を支える水、これをなるべく安く、現状を少なくとも維持するというのが町のすべき努力だと私は考えます。（発言する者あり）これは上水ですよ。これは上水の会計です。ということで、私は値上げに反対する立場で討論を終わります。

○議長（青砥日出夫君） 2番、三鴨義文君。

○議員（2番 三鴨 義文君） 2番、三鴨でございます。水道給水条例の一部改正について、私は賛成の立場で討論したいと思います。

先ほど植田議員がおっしゃいましたが、公営企業法の大目的であります住民の福祉ということですが、ただ、それをかなえるためには当然その安定経営、健全経営があって初めて運営ができて皆さん方にサービスが提供できるというものがなければ、何でも経営が厳しいのに安く、安くというようなことではいけませんし、サービスが低下してもいけませんので、私はまず、水道会計が健全な経営になることがまず一番の願いだというふうに思っています。

それから、一般財源を投入したらいいんじゃないかという御意見でしたけれども、公営企業の経営については一般会計から無尽蔵に何ぼでも投入すればいいと、できるというもんでもなくて、きちんとした投入支援補助できるルールがあるわけですし、それにのっとった限度で今もやっておるわけですし、その経営赤字の部分を何ぼでも投入できるかというものでもないというふうに反論をしておきたいと思います。

根本的に今回の料金改定については、先ほどありました10年前の合併協定書の中で、合併後に料金は統一していくんだという目的がありまして、今回はその前段として今までありました4つの料金体系、会見上水、会見簡水、西伯の上水、西伯の簡水とあったわけですが、それを今回の改定によって2本立てにするというのが一番大きな主題、目的であろうかと思っております。そのためには基本料金の改定の部分とか、使われる水量によって多少のふえる、減るといふ箇所があるかもしれませんが、私は今回の目的は、提案されているのは料金体系を2本にして会見地区と西伯地区、2本立てにするというのが目的ということに思いますので、これは過渡的な改正だということに理解したいと思っております。

それから、水道料金は私もですけれども誰しも安いほうがいいわけですし、それはそのことがいいんですが、しかしながら、なかなか会計の運営、経営となりますと、ただ安くしていくことが難しい状況にあると思っております。いろいろ地元の説明会の中でも経営状況というのは担当課のほうがる説明されたと思っておりますけれども、私も感じております、ちょっと細かくなりますがお話をさせていただければ、今の水道事業会計は毎年赤字決算をしておられまして、いよいよ投資に充てるべき内部留保資金についても今はゼロだという話を伺いました。過去には数千万の内部留保があったものが本当に人口減もありましょうし、いろんなことで経営を悪化させております。そういった資金も底をついている状況の中で、先ほどおっしゃられました、反対の方が言われましたけれども、一時的な一般財源の投入ということでのしごられるものではないと、根本的な解決にはならんというふうに私は思っております。

こういった状況というのが、今本当に厳しいなんて一言で言ってしまうほど厳しくて、施設もどんどん古くなってきておりまして、先ほど言いました減価償却する資産もどんどん減っております。一番大きな経営悪化の原因というのは、使用量が減少していることだと思います。それは人口の減少であったり、今ごろは節水型のトイレですとか洗濯機、風呂なんかもほとんど水を使われないようになってきております。そういったことが使用水量の減になっているということで、使用料の収入が減っている、これは厳しいところだと思います。私の経験から、10年ぐらいの合併直後の将来推計と比較しましても、本当に使用水量が減って収入減というのはもう

激減しておるなというふうに感じております。そういった中で、合併のころは水道担当の職員もそのころは3人おったと思います。今は、水道会計では1人の方でやっておられるそうですが、会計処理についても企業会計システムですとか、施設の点検や補修についても集中監視システムを入れて本庁のほうで管理するとか、いろんな機械化をされて人件費の削減にも努めておられますけれども、これも1人となればもうこれが限界だろうというふうに思っております。

私は、町長を初め担当課の職員さんの皆さん方の努力に本当に頭が下がる思いなんですけれども、いよいよこうやって合併以降10年たつこのタイミングで料金改定という提案がされるわけなんですけれども、町長もこれまでの水道会計の経営状況の報告を受けられるたびに悩ましかったのではなかろうかと思っておりますけれども、やっぱり最終的には今回の改定案、私は賛成して目標であります南部町どこに住んでおっても同じ料金だと、そう言えるような料金統一をしていきたいと、いくべきだと思いますし、水道事業の健全経営のために料金改定というのはもうこれは避けては通れんことだというふうには私は思いますので、この議案については賛成していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の議案第21号には反対します。

反対する1つ、消費税が上水道に上乘せされること。これは生活の必需品から見れば、少なくとも消費税分を差し引いた額の水道料金に改定すべきだというふうには主張いたします。

第2点目、第30条の2項で、馬佐良地区の新規加入金が40万をしていたのが38万953円に消費税上乘せする。結果、41万1,429円、1万円以上上がってきます。これをせっかく40万を38万953円にするのであれば、37万まで下げれば40万でおれたと。これもよく聞いておりましたら馬佐良地区の新規加入金等については、簡水については今後統合事業が終われば見直すと言っているんですね。そうであれば、なぜ今の時期に消費税が上がったからといってこんなふうにはわざわざ上げなければいけないのか。こういうところも非常に疑問です。少なくともそのまま置いておくべきだし、そうでなければ1.8%を掛けて40万になるようにすべきだったというふうには考えます。非常に高い加入金です。

3つ目には、やはり今論議になっている基本料金の上乗せです。この条例は次の条例とも関連してまして、何よりも西伯の簡水を下げるために上水への負担をしてきたという構造です。12月議会に町長が提案出すのをやめたときにはどう言ったかということ、12月時点での提案では健全化にはなっていない。マイナスになってきてんのはいけないことだと言いました。それで今回、説明会等でお聞きしている内容は、今回の水道料金の改定は将来水道統合に見合わせるにし

ても、まずは統合への第一歩。2つ目には、健全化に資する料金改定するのだとおっしゃいました。という点で見れば、2本を切り離して今回の上水道の給水条例だけ見たら、この2つにも何ら貢献していないのではないかという点です。1つは、料金統合と言いますが、今回の中身の基本料金見れば、会見側が50円、それで西伯側も30何円上げるんですよ。私は、会見が上げたらいいと思っていません。基本的な考え方は、簡水の下げる分は一般財源で賄えという主張ですから。それにしましても、今回の西伯側の基本料金の値上げは道理がない。平成23年に1回値上げしました。このことによって料金統合が最大の課題でありながら、格差が広がったわけです。そのことにも西伯町側とすれば、水道の健全経営のために一番広く大きく取れる西伯の上水道を含めたところを値上げして水道の健全化してきたわけです。こういう意見が説明会の中にも出ていました。そういうことを考えれば、今回の基本料金を西伯側上げることによって幾ら財政的に貢献できたのか。今回、約10万だというふうに説明をされていました。12月議会もそうでしたよね。であるならば、このようなことをするのではなく、双方の水道料金の基本料金を上げなくてもこの170数万の簡易水道の値が下がる分を一般財源でいく。町長が一般財源がなかなか取り組めないというのであれば、私たちが申し入れしましたように臨時職員を一般財源で見る。2つ目には、給水する口径ですね、大きなところ。公で町が負担しているところについてはそれ相応の金額、西伯側に合わせたらどうかということで担当課に試算していただきましたら、例えば会見地区上水や簡水の農業集落排水施設、保育園やトレーニングセンター、小学校や中学校のプールですね、会見側の。ここを西伯と同じ料金にすることによって165万6,000円のお金が出てくるわけです。これをすることによっても何ら今回値上げされることはなかったのではないのでしょうか。本当に料金統合というのは、住民の理解がなかったらできないと思うんです。今回、簡易水道を念願であった高過ぎる西伯側の簡易水道に1割の負担を9割で負担してもらおうので、あたかも住民同士で痛み分けをするようなやり方というのは、これは住民にとっても納得いかないということを指摘しておきたいと思うんです。

今回、委員会でも指摘させていただきましたが、私は水道統合に向けて町が努力していることも評価しています。1つには、水道統合事業に水道事業の会計ではなく一般財源を投入したことです。このことによって、町長や副町長も説明の中では、今後いわゆる起債償還分が少なくなったりとか、維持費等の減により水道料金の負担、皆さんに負担してもらおうことが少なくなるのではないかという説明もなさっていました。これは町の英断であったと思います。2つ目には、会見地域では池野、鶴田の簡水の工事を受益者負担としてこなかったことです。池野、鶴田を含めて全ての会見簡水が同一料金で来たこと。これは新しい南部町が学ぶべきことやと思うのです。

私は、双方のいい点を生かして今やるべきことは、少なくとも今後どのような若干の値上げ等があるにしても、今回の値上げについては基本料金を上げるべきではない、ほかの方法で賄って全ての住民が西伯簡水が下がってよかったと言える状況にすることを責任が町にはあったと思います。とりわけ次の議案でも反対いたしますが、今回の上水道については、町が目指している料金統合にも合わない。また健全化にも資するような何らメリットですね、たかだか10万円ですよ。そういうことを考えれば、今回このような値上げはすべきではないというふうに考えます。

今回、説明会にも私も出させていただきました。池野でしたか、こういうふうな意見が出ました。水道料金上げるのいいけども、その分使うのを控えるぞと言われたんですよ。先ほどの議員が言っていましたように、安定経営の第一は水道を使ってもらうことです。水道を使ってもらいやすい環境をつくるのが町の一番の責任だと感じました。2つ目に感じたこと。南さいはくでしたか、そこの方々から出たのは、公益性の問題から水道会計への一般財源の投入はできないのかと、こういう意見も出ました。とりわけ中山間地域で簡水持っていてたくさん負担がかかると言われ続けてきた住民にとっては、本当にそのことが痛い問題だと思うのです。そういう意味でいえば、そのような肩身の狭い思いさせることなく、水道料金の改定に向かっては低いところに均一して料金を統合することを主張いたしまして、今回の条例には反対いたします。

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第21号、南部町上水道給水条例の一部改正についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第22号

○議長（青砥日出夫君） 日程第23、議案第22号、南部町簡易水道施設条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第22号、南部町簡易水道施設条例の一部改正について。

内容であります。議案第21号と同様に、消費税率改定に伴うものを第1条に、料金の改定

を第2条としております。

料金の改定であります。西伯、会見簡易水道料金をそれぞれの上水道料金に統一して改定するものであります。(サイレン吹鳴)

委員会で審査の結果、賛成多数で可決すべきと決めています。

賛成の意見、反対の意見、先ほど21号のほうで述べられましたが、賛成の意見として、将来の料金統一に向けての施策の一環である。会見簡水も会見上水と料金が同額となるので反対するものではない。

反対の意見。西伯簡水の値下げは評価するが、住民生活を考えると公共料金の値上げには反対。西伯簡水の引き下げを他に負担させるのではなく、一般会計で対応すべき。その対策がなされず反対する。以上の意見がありました。以上です。

○議長(青砥日出夫君) 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員(12番 亀尾 共三君) 12番、亀尾です。私は、議案第22号、簡易水道施設条例の一部改正について、反対するものであります。

理由は……。まずその前に、旧西伯側の簡易水道の料金引き下げについては委員長報告にありましたが、大変評価するものであります。しかし、私はこれに相まって今度旧会見水道のほうなんです。本当にわずかな量の場合は負担が軽減する面もありますが、一定料金を超えますとこれが負担増になってくるということなんです。私は、これについては4月から消費税が上がります。そういう点からいっても転嫁すべきではないし、住民負担をふやす、このことに対して反対するものであります。

それと、先ほど21号でも討論の中で出ましたが、旧西伯の簡易水道部分、これを西伯側の上水道と統合するという、これは負担の軽減になります。その費用を求めるために基本料金を会見側50円、西伯側37.5円の負担増、これについては非常に問題があると思うんです。私は、企業会計には安易に一般会計からの補填はすべきでないということがありました。水道会計の中をよく見ますと、これ簡易水道なんですね、旧西伯の。簡易水道部分でありましたら、これは当然一般会計から補填をしてもこの部分には構わないというぐあいに私は理解するんです。だから、安易に21号の値上げを相まってやるということはやはりやめるべきであり、旧西伯の引

き下げはいいんですが、旧会見簡水についての引き上げについては負担増を求めることはよしと
しませんので、反対するものであります。

○議長（青砥日出夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

2番、三鴨義文君。

○議員（2番 三鴨 義文君） 2番、三鴨でございます。議案22号につきまして、簡水の関係
ですけれども、私は先ほど上水の話をしていただきましたけれども、やっぱり簡水につきまし
ても消費税を転嫁する云々がありましたけれども、やっぱりポンプであったり、いろんな施設を
運営する以上は消費税がかかってきて経営経費の中で消費税が入り用になるわけですから、その
部分は御理解いただきたいというふうに思いますし、それから、これは悲願でした西伯の簡水が
べらぼうに高かったわけですけれども、このたび西伯上水と統一されたということは、これは亀
尾議員もおっしゃいましたけど、本当に悲願でありましたことが達成されるということで喜ば
たいというふうに思っておりますが、その下がった部分を、じゃあ上水で見るからいかんのだとお
っしゃいますけれども、私はさっきも言いましたように経営、運営という面からすれば一時的に
一般財源を投入して帳尻合わせをするということよりも、基本的にも経営を安定させるためには
将来も考えてどこまで長期的な展望を描きながら段階的に合わせていくのかという、その前の段
階であるということをもっと考えていくべきで、単年度の帳尻合わせということが、これも根本
的な解決にはならんじゃないかというふうに思っておりますので、簡水につきましてもそういう
評価する部分、これから南部町全体として将来を考えたときにはこういう経過的な措置は必要で
あろうというふうに思っております。これから料金統一についてはいろんな統合事業が終わって
からの検討になるかと思っておりますけれども、一般的に合併によって料金統一するというケースは大
きい市であったり、運営組織が大きいところの料金のほうが安くて、小さい町であったり村であ
ったり、そういうところの水道料金が高かったりというのが一般的な合併の統合ケースでござい
まして、何とか市の安い料金に何とか村の高い料金を下げて合わせていくというのが日本中一般
的に統一されているケースですけれども、本町の場合は逆に、シェアの大きい西伯地区のほうが
高く少ない会見地区のほうが安いというものですから、一遍に合わせるということは、これは
なかなか難しいことでもありますので、こういった同じテーブルに着く、そういった段階を経てこ
れからやっていくべきだと思いますので、単年度の帳尻合わせみたいなことはいかがなものか
というふうに思っておりますので、上水道と一緒に、これは賛成すべきと考えます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） この南部町簡易水道施設条例の一部を改正する条例ですけれども、

反対の立場で討論いたします。

これは先ほどから西伯簡水の値下げは本当に長年の悲願で、当然だということは皆さん一致する点ですけれども、一方、池野、鶴田簡易水道が1カ月当たりの使用量によっては値上がりになるということです。私は、一般質問で町長が政治とは弱い者のためにあるということをお互いに共通認識したわけです。この弱い者にとって一番困るのがまず最初に出てくるのは、この水の問題だと私は考えるわけです。先ほど来、その場限りの帳尻合わせという話が出てきておりますけれども、政治がそういう弱者のためにあるということを基本に置いて存在をかけて制度設計をするならば、この1年限りの帳尻合わせなどというような話にはならないと思います。そういうふういろんなことを、そういう理念を持って政治をつくっていくということが一番大事なことだと思います。

それから、今後のことにもいろいろ話が出てまいりましたけれども、あわせてそういう方向で考えるならば、現在の会見の水道料金に全町の料金を統一していくことをあわせて表明して反対をいたします。

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結いたします。（「おい、待て」と呼ぶ者あり）
もとい、8番、細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） この件についてはちょっと言わせていただきたいと思います。2号、簡易水道ですけど、この案件だけはどうしても通してもらわんと。これを反対するという事になれば、今、西伯の簡水をそのままにしろという案件でございまして、これは共産党議員団もこれには評価していると言っておられます。ちょっとしたことないですけど、これに対して池野、鶴田の簡水が上がるので反対すると言われましたけども、平均水量20トンでは同じぐらいか若干下がるところもあると聞いております。この案件、簡易水道の条例の一部改正については、ぜひともこれは賛成せないけん。これを反対したら西伯の簡水の人のもとに戻るといふようにとられますので、これはしていただきたいと私は賛成いたしますが、さっき真壁議員が言っておられました。これについてはさきの議案の21号についてでも評価していると。それは何かというと、一般財源を結構入れていると。これについては、私は今の執行部、水道会計、または執行部については、私は物すごく評価しておりますし、ようやっていたいでいるな。本来ならこれは特別会計ですので、水道料金の特別会計から今の工事、いろんなの出さないけん。そうすればとうに破綻しています。こんなのを従業員も1人じゃ今のまんまできないと言っておられました。それをしながらでも一般会計を入れて皆さん方の負担にならないように頑張っておられて、今回が一応4系統の水道料金を2系統にやっと統一したと。あとは1系統にするために、またい

ろんな問題があろうと思いますけど、その姿勢がずっと今回見てとられます。

そういうことで、住民の生活をいかにして上手に守ろう、守ろうとした結果でございまして、まともになったら物すごいことになるということは皆さん方も知っておられると思います。特に真壁議員はそれについて一般会計入れられたことは評価したと言っておられました。私は、このことが一番大事であろうと思います。また、この件に関しても、22号に関してもこれを反対したら両長田、東長田、旧西伯の簡水を今のままでやれというようにとられますので、これに関しては、私は賛成討論させていただきます。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私は、この議案に反対なんです。

先ほど細田議員が、簡水が下がるのになぜ反対するのか。これ以前に水道問題で申し入れのときに口頭で、できたら簡水の引き下げの分について別に出してほしいということも私たち言っているんですけどね……（発言する者あり）細田議員のことを私は、余りにも地方議会に出してくる議案のあり方を御存じないと思うんですよ。そういう論議が通れば、一般会計が出てくる予算全部反対できなくなっちゃう。例えば水道問題に反対したら水道飲まんでええのかと、これは何十年も古い以前の町長が言われたんですけども、そういうことは民主主義の議会の中で言うてはいけないことですよね。以前は、ごみの条例に反対したらごみ出すなというようなことを平気で言っている方もいらっしゃったんですよ。そういうことも議会の中ではあり得ないと、そうですよね。もしそうであれば、一般会計には学校の予算もあるし、町政が成り立つのがあるわけですよ。ところが、一括で出されるので問題点を指摘して反対しているんですよ。だから、今回も何回も言っているように簡水の引き下げについては、私も20数年間議会に出ておりましたけども、全部の条例に対して低位均一のために反対するとずっと言ってきたわけですよ。そういう意味でいえば、合併10年たって何としても耐えがたい格差だということを審議会がようやく答申されて、町も動いたことについて評価をすると、これは共産党なんかも言っていることなんです。それに対して、職員も努力されてその議案を出してきたことも評価しているが、そこで今回統合に向かって基本料金を簡水といえども上げることに反対だと、だから、私たちはこういうピラも出しているんですよ。住民からは、あんたらは簡水の値下げ反対するんかって1人もありませんよ。あなただけですよ、そういうこと言っているのは。そういうことを言えば、えてしてためにならない議論をするのではなく、言っている内容をしっかり捉えていただきまして、それに合ったような討論していただきたいと。私たちは何回も言いますように、簡水の引き下げについては評価しているし賛成だが、基本料金の値上げには反対するという立場です。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 6番、景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） 6番、景山です。この議案について、賛成の立場から一言述べさせていただきます。

低位均一というお話がお三方から出てきております。前の議案とも同じだというふうに思います。今回、非常に高額だった簡水を西伯上水と同じレベルにしてということ、ある程度近づけていこうというそういった議案なんですけれども、旧会見のほうでの従来の非常に安いところで全てのを賄うということになると、多分1億以上、もっと、もっとの金額を一般会計から入れていかないといけないということになるんだらうなというふうに、細かいところまで数字は出しておりませんが、ざっとそんな感じがこの決算書を見てもしております。一般会計から入れること自体は別に、もしかしたら悪いことではないのかもしれませんが、それこそ言っておられるように、日本全国で一番安い水道料金の町というのもありかもしれませんが、ただ、その財源のところは、じゃあ、何をやめてその水道料金の会計に入れる財源を捻出していくのかということ、これはまた話が全然別のところだろうというふうに思います。例えば図書館の何かをやめるとか、学校給食の値段を上げるとか、最終的に限られたものの中の配分のことだけを私たちは委ねられているわけです。水道についても、その中で何とかやりくりをしてアンバランスを少しでも解消しようという取り組みの一端である議案でございますので、大きな水道料金をどんと下げましようとか、そういった議論にはまだ至っていない、されていないところでのそういう反対をされることについては承服なかなかできかねると、今回の議案についてはこれで賛成をして通させていただきますというふうに考えます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第22号、南部町簡易水道施設条例の一部改正についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第23号

○議長（青砥日出夫君） 日程第24、議案第23号、南部町残土処分場跡地整備基金条例の廃止についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第 2 3 号、南部町残土処分場跡地整備基金条例の廃止について。

内容であります、これは議案第 1 7 号にあった建設残土処分事業特別会計の廃止に伴い、事業の基金条例を廃止するものであります。

基金の残金は、太陽光発電施設の費用に充てることになっております。

平成 2 6 年 4 月 1 日より施行するものであります。

委員会での審査の結果、全員一致で可決すべきと決しております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論は終わります。

これより、議案第 2 3 号、南部町残土処分場跡地整備基金条例の廃止についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 2 5 議案第 2 4 号

○議長（青砥日出夫君） 日程第 2 5、議案第 2 4 号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第 2 4 号、公の施設の指定管理者の指定について。

内容であります、介護研修施設の指定管理者を指定するものであります。

指定管理団体は、社会福祉法人伯耆の国。指定の期間は、平成 2 6 年 6 月 1 日から平成 3 6 年 5 月 3 1 日までであります。

委員会で審査の結果、賛成多数で可決すべきと決しております。

賛成の意見であります、選定委員会の意見は大切と考える。予算決算常任委員会での説明では契約時に料金を検討したいとあったので、それを尊重して賛成する。

反対の意見であります。介護研修施設の指定管理に対する選定委員会の意見は6人中5人が高いとあった。軒並み指定管理料が上がっている中、このような指摘がなされているのであれば対策案も必要と考えるが、何もなされておらず予算に計上されている状況では賛成することができないので反対するという意見でありました。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案第24号の南部町介護研修施設の指定管理について、反対します。

これは初日に選定委員会の結果報告が2枚の文書が出ました。その中で示されたことは、先ほど委員長が言っていたように、指定管理の選定委員6人中5人までが指定管理料が高いという指摘でした。私たちが今まで指定管理の選定結果見る中でもこういう結果は初めてです。申請された指定管理料が135万1,000円ですが、これについては選定委員会でのさまざまな意見があるのですが、中でも人件費をこの中で負担していることになるが、この人件費については説明がつかないという内容でもありました。ちなみに、330点満点の65.8%の点数でした。これが一つには、指名指定管理でやられている問題です。指名指定管理でして60数%の評価で、まして6人中5人も指定管理料が高過ぎるのではないかと、こういうふうに言ってくる選定委員会の結果というのは通常ではないと思いませんか。少なくともこれを2月の26日に審査したということなんですが、審査した日が遅くて予算に反映することができなかつたと、こういうふうに言っているのですが、少なくともこの予算については計上しないか、その後、これを受けて指定管理料を再審査して出してくるべきだということのように思うのです。以前の議会に地域振興協議会等々に指定管理している指定管理の話も出てきました。私は、地域振興区制度に反対している者ですが、振興協議会が指定管理を受けている施設の管理に当たっては、相当な努力をされているなど感じた内容でもありました。なぜならば、人件費等が削られて、人件費等が会長、副会長、集落支援員等が当たればいいという内容だったからです。一方では、そのように指定管理料で厳しく人件費を削る一方で、このように研修施設が選定委員会が指摘するまで何らそのようなことがないと、これも不思議な話ではないでしょうか。そういうことを考えれば、指定管理の指名指定でするときには点数がある程度基準決めて、低いときはその指名指定もやめてしまう、

公募に出すことも考えるべきだということを提案しておきたいと思います。

2つ目には、少なくともここまで言われている以上、今回の申請された高過ぎる指定管理料を予算に上げてくる方法はない、このことを指摘して反対いたします。

○議長（青砥日出夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

8番、細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） この件に関しては、賛成の立場で討論させていただきます。

真壁議員が言われたのは、確かに一々もっともでございます。そういうことをまず言っておきます。もらったペーパーの中に審査結果というのがございます。指定管理を任せることについては、選定委員の皆さん全員一致で賛成でありました。ただし、研修生を受け入れるのみでなく、施設の設置目的にある町民介護利用の事業を検討し、計画を見直すこと。また、指定管理料については申請額に疑問があるため、協定の締結にあっては見直しをすることとありまして、今、それは真壁議員が言われたとおりでございますが、担当課と総務課長にお聞きしましたら、これについてはもう随分協議してやっているということでございまして、それは私たちも見守りたいと思いますが、選定委員会の意見はやっぱり尊重しなきゃいけないのは確かでございます。私もこの件に関してはちょっとあれっと思いましたが、確かにいろんな指定管理する、あそこを管理するのにいろんな全国から介護を勉強するために使っておりますが、そのための物事も大体事業を起こすには人件費というのは入るものですけども、それが選定委員の皆さんが高過ぎるんじゃないかと言われたからには、それなりの私はしていただきたい。

それと、もう一つは、この中でいろんなことがありました。町民にとって福祉の向上につながる研修等もしてほしいと。伯耆の国に指定管理してもらうことはもちろん異論はないと。条例に沿ったものが必要である。町民向けの介護予防事業メニューも組み込んでほしいとか、介護を学ぶ学生を受け入れて考えてほしいとか、関係団体に対して研修施設の利用がPR悪いとか、いろいろありましたが、その中の一つにいいことを言っておられまして、町民介護利用の事業を検討してほしいというのがありまして、これに関しては私の意見でございますが、これを利用して、今、施設等になかなか入れない方をここに、サービス高齢者住宅とかいろんなことを、福祉の関係のいろんなことを絡めてこれらを利用すれば、それなりにまた私はこれが生きてくるんじゃないか、そういうことを思いまして、選定委員会の結果、指定管理の関係、全員一致で伯耆の国に賛成しておられます。あとは中身の問題、指定管理料高いということですので、これらを検討されて、そのように町民の福祉に向上される施設に生まれ変わることを期待して賛成いたします。

○議長（青砥日出夫君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 私は、議案第24号、公の指定管理者の指定についてであります
が、反対するものであります。

理由は、先ほど賛成討論で細田議員からいろいろ言われました。しかし、私は問題にすべきは何かといいますと、いわゆる指定管理料135万1,000円の金額が上がっておりますね、これについて選定委員会の結果、先ほど真壁議員からの指摘もありましたが、指定管理料について6人のうち5人が高いということをおっしゃられるんですよ。そのことを委員会の中でも課長に聞くんですが、総務課長も担当課長も協議しているということ、審議会の結果について協議しているということだったんですが、しかし、私は協議しているんでこの金額から下がるとかなんとかそういう担保がとれてないんですよ。だから、やはりこの135万1,000円というのは、これは上限なんですわ、いわば。だから、これはきちんと指定管理の審議の中であって多いとい
うので、一体、どれがということをおきちとやっぱり審議していただいて、そのことを金額につ
いては再考してやるべきであるというぐあいに思うんです。でなければ、これが担保がとれない
のにやったけども、結局、結果としてはいろいろ協議したが言われるとおりなんで、この指定管
理料のとおり契約したということであって、審議が一体何だったのか、委員会の中で。こち
らが申し上げたことが担保として果たしてかち取られるのか、そのことが非常に不明瞭でありま
す。そういう点から、私は反対するものであります。

○議長（青砥日出夫君） 4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） 4番、板井隆です。私は、この議案第24号、公の施設の指定管
理について、賛成の立場で討論させていただきます。

これは先ほどから出ておりますけれど、伯耆の国、ゆうらくの隣にあります南部町介護研修施
設をゆうらくのほうに指名指定で管理をしていただくという議案でございます。先ほどから賛成、
反対討論がありまして、まず真壁議員の一々全てがごもっともとありますけど、私はごもっとも
であると思っておりません。

2番目の指定管理料、これについては確かにほとんどの議員がそれに関してはやはり見直して
ほしい、検討してほしいということの意見は出ておりまして、それに対して総務課長のほうもも
ちろん検討するという返答も返ってきていますし、後でいただきました資料を見ますと収入
と支出に分かれておりまして、収入の中に委託金収入と使用料収入があって金額が出ています。
それに対しての支出が出ておりまして、簡単に見るとこれが要するにもうけの部分になるわけな
んですけれど、ほかの例えばカントリーパークや、それから給食センターとか見ても、この中に
それプラス管理者の管理費ということで、ある程度の見ている料金が出てきたものが今までもら

った資料には入っていたというふうに思います。このたびの分にはそれが入っていない、その部分をどういうふうに精査をしていくのかというのがこれからの考え方であって、執行部のほうでゆうらくとの話し合いをしていただいて妥当な金額を示していただければいいのではないかなというふうに思います。

それと、指名指定ではなくて指定管理で競争入札というんですか、そういった形でやればいいじゃないかというようなことなんですけれど、先ほども言いましたようにこの介護研修施設はゆうらくの隣に建っています。介護研修館という名前なんです。国から全ていただいて10分の10で建った施設ですけれど、やはりその隣にあるゆうらくがこれを管理して介護研修生などを受け入れ対応していく。この指名指定は誰が見ても、誰が思ってもこれは当たり前ではないでしょうか。実績を見ますと昨年度ですか、研修生92人受け入れておられます。延べ日数で318日、これに対しては確かに稼働率を上げる考え方をしてほしいという意見も選定委員会の中から出ております。確かにこれも稼働率からいけば決して高い、部屋数からいって稼働率ではないというふうに思いますけれど、その辺の対策はゆうらくがこれから考えて6月から指定管理を受けられるわけですので、十分にその辺も管理料とあわせて執行部とゆうらくで検討していただいて、これ以上の結果を10年間で出していただくということで、全く問題ではないかなというふうに思います。

それと、もう一つ、町民の方の緊急避難の宿泊場所としてもここは使われております。大雪が降ったとき、または災害があったとき、そこに住めなくなった方々をこういった施設に入っただけで安定するまでここで使っていただいているという、そういったことも対応されております。そういったことからして、共産党議員団のゆうらくの批判、これは全く見当たらないというふうに思っておりますし、そういったことを含めて議案第24号、公の施設の指定管理については賛成の立場での討論とさせていただきます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 議案第24号に反対の立場で、少しだけ討論いたします。

今回の介護研修施設ですけれども、指名指定で指名選定委員会の意見が議会で議論になったわけですけれども、まず公の施設というのは指定管理するか町の直営にするかということで、この介護研修施設はずっと指名指定管理でやられてきました。今回、選定委員会の意見の中で改善すべき点は何点か出された。そして、指定管理料についても具体的に意見が出されたわけです。それで、執行部の説明は予算書がもう既に刷り上っていたから変更ができないということで、そのまま出してきたということですが、その後、どうするのかという明確な説明が契約をす

る中でということではかないんです。選定委員会の意見を尊重してその方向できちんとやりますよというふうになればいいんですけれども、相手があることですからこういう説明では到底納得できません。そういうことから反対いたします。

○議長（青砥日出夫君） 7番、杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） 7番、杉谷早苗です。私は、この議案第24号、公の施設の指定管理者の指定についてというこの議題につきましては、賛成の立場で討論させていただきたいと思っております。

内容的には賛成、反対、随分おっしゃっております。ここでそれをまた繰り返すつもりはございません。ただ、この研修施設ができたということにつきましては10年前、11年前になるのかしら、ゆうらくができたとき、ゆうらくの施設が本当に日本でも群を抜いて介護の状況の提供がよいというので、全国から本当にたくさんの方が研修にお見えでした。ところが、先日、課長のほうから御説明がありましたが、今は中国地方、鳥取、島根県にも次々とそういう施設ができてきたということになりますと、勢い以前のような研修生を受け入れる機会というものが当然少なくなってまいります。そこで、今、この問題になっております選定委員会での意見、これを先ほど細田議員も次々と申されました。こういうことは、今、節目にあることでございます。これから大きく変わろうとしているところです。ここでこういう意見が選定委員会の中で出てきたということは、本当に貴重なことです。ましてや、今、地域包括支援システム、これを構築しようとしているときに、この施設をまた何かに使っていくことはできると思っております。ただ、指名指定ということにつきましては、すぐそばにゆうらくというような本当に介護レベルの高い施設がございますので、一般競争にはちょっとそぐわないのかなと思っておりますので、指名指定でいくべきだと私は考えております。

以上、申し上げましたようなことで、ただ単にこれを反対とするべきではなく、今後の大きな展開を見守る意味におきましても、私はこれは賛成するべきと考えます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第24号、公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（青砥日出夫君） 日程第26、議案第25号、町道路線の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第25号、町道路線の認定について。

内容であります、国道180号バイパスの改良工事に伴い、国道180号線の阿賀、東西町の間、県道福成戸上米子線の福成、境の間、県道清水川福成線の全線を町道とするものであります。

委員会で審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しています。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論は終わります。

これより、議案第25号、町道路線の認定についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第27 議案第26号

○議長（青砥日出夫君） 日程第27、議案第26号、町道路線の変更についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第26号、町道路線の変更について。

内容であります、180号バイパスの改良工事に伴い、側道線が延長となるものであります。委員会で審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論は終わります。

これより、議案第26号、町道路線の変更についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

以上をもって午前中を終了いたしたいというふうに思います。午後の再開は、1時15分から。

午後0時13分休憩

午後1時15分再開

○議長（青砥日出夫君） 再開いたします。

日程第28 議案第27号

○議長（青砥日出夫君） 日程第28、議案第27号、平成26年度南部町一般会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 議案第27号、平成26年度南部町一般会計予算。

内容であります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ69億1,800万円としています。前年度対比3.3%増の予算は、少子化対策を重点施策とした合併以降最大の予算規模です。

多くの継続事業、新規事業が実施されますが、その中で主な新規事業を取り上げてみたいと思います。合併10周年記念音楽祭開催事業2,027万7,000円、地域包括ケアシステム構築事業1,300万円、三世同居等支援事業250万円、病児・病後児保育事業1,135万円、すみれ保育園新築事業4億9,922万2,000円、高校生等医療費助成200万円、高校生等通学定期券助成事業164万1,000円、観光プロモーター等設置事業766万3,000円、土曜開校事業250万円、西伯小学校芝生化事業1,813万2,000円、若者向け

住宅事業549万9,000円、まんてんホール出入口増設工事528万7,000円。このほか誕生祝い金、子ども・子育て支援システム。子供支援事業と子育て支援、人口減少への対策が盛り込まれた事業が実施されます。

委員会での審査の結果、賛成多数で可決すべきと決めています。

賛成の主な理由であります。69億1,800万円と合併以降最大規模の予算です。新規、継続等、多様な事業が企画されております。子育て支援、少子化対策が重点施策として予算の配分がなされており、賛成するものであります。

反対の意見。子育て支援策は評価するが、予算全体を見ると消費税の件、防災監、観光事業への人員配置、また継続事業への検討が不明確である。特に同和対策事業は格差が減っている状況であり、一般施策でなされるべきと考える。これらの理由から反対するものであるという意見がございました。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番の亀尾であります。私は、議案27号、平成26年度南部町一般会計予算について、反対するものであります。

初日のところで町長の施政方針演説でこういうくだりがありましたので、孔子の述べた「近キ者喜び、遠キ者来タル」町の創造に努めてまいりますので、どうぞよろしく願いいたしますというくだりがございます。私は、この言葉を素直に受けて予算をいろいろ吟味するんですけども、その中でまず申し述べたいことは、子育て支援策が含まれたこと、先ほど委員長報告であります。が非常に評価するものであります。しかし、自治体の本旨は住民の福祉を増進させることから、このことをもとに検証すると可とはなかなかありません。

まず1つは、消費税が利用料とかそういうところに転嫁されていること。これはいよいよ消費税が一般の商品にもかけられる。そういう中で、なかなか所得も上がらない。その保障がないような状況であったら、やはり住民に負担をかけることをできるだけ避ける、この立場を貫くべきだと思っております。

それから、2つ目は、住民サービスに応える職員は、やはり非正規職員ではなく正規職員を積極的に雇用して専門性を高めたサービスのもと、町民生活の暮らしの応援に、町民の暮らしの安

定を努めること、このこともぜひやるべきだと思います。

それから、3つ目、先ほど委員長報告にありましたが格差解消を目的とした国の同和対策事業、この施策は既に失効しております。同和対策事業はやめて、一般施策にすることが同和の差別そのものをなくすことの早道であろうと、このように思うのであります。

4つ目として、高齢者の比率が高まる今日、生涯教育の充実には公民館に社会教育主事の配置、これは喫緊の課題ではないでしょうか。そのことからいえば、今、地域振興協議会に出されているそのような施設に、やはり生涯教育の専門性を高めるためから職員を配置して取り組むべき、このことを指摘しておきます。

ほかにもありますが、私が特に指摘したいのはこの点でありましたので、反対の討論といたします。

○議長（青砥日出夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

3番、米澤睦雄君。

○議員（3番 米澤 睦雄君） 3番、米澤でございます。私は、平成26年度一般会計予算に賛成の立場から討論をさせていただきます。

平成26年度一般会計予算は、町長のマニフェスト、人と環境にやさしいまちづくり、安心、安全のまちづくり、教育・文化のまちづくり、産業振興など活みなぎるまちづくりの4本の柱に従いまして新規事業、継続事業、合わせて483事業、総額69億1,800万円の予算でございます。どの事業も南部町の運営、それから、住民の福祉の向上にとって非常に大切な予算でございます。

平成26年度は委員長報告、それから反対討論でもありましたけれども、特に少子化対策事業といたしまして、5億8,222万8,000円の大変な大きな予算が組まれております。これは南部町の人口増加と若者の定住化で活力あるまちづくりを推進するために、結婚から出産、子育て、暮らしを総合的に支援する予算でございます。非常に特筆すべきものであると考えます。その内容でございますけれども、出産、子育て支援といたしましては、不妊治療費助成事業といたしまして助成上限額の引き上げ、誕生祝い金、それから満1歳未満児の乳児の下水道料金減免、保育料軽減事業、それから西伯病院での病児・病後児保育事業、すみれ保育園での一時保育事業、すみれ保育園新築事業、子育て応援事業、学校給食費軽減事業、小学校1年生から3年生を対象といたしました教材費補助事業、高校等の通学定期券助成事業、高校生等の医療費助成事業。また、暮らしやすさ支援といたしましては、若者向け住宅事業、空き家一括借り上げ事業、定住促進対策事業、三世代同居等支援事業、企業促進奨励事業、企業誘致事業と、平成25年度補正予

算の結婚支援に始まりまして出産、子育て、暮らしを総合的に支援する予算組みとなっております。

平成26年度一般会計予算は、新規、継続事業ともに、私といたしましては非常に期待が大きく、大きい予算であると思っておりますので、これをもとに賛成討論いたします。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 平成26年度南部町一般会計当初予算に反対の立場で討論いたします。

まず、1点目は、先ほど亀尾議員もおっしゃいましたが、国の行う消費税増税の影響がいろんなところに及んでいるということで、根本的に国の行う消費税増税はやめるべきという立場からこの予算についても言っておきたいと思えます。

2点目といたしましては、非正規雇用の問題。これは町が条例をつくりまして非常勤の方を3年で1級、2級、3級という形で3年勤めると雇いどめになってしまう。その給与の賃金の水準も大変低い状態であります。私は、この問題というのは本当に、せっかく3年間キャリアを積まれて専門性を高めてこられた人材をどうしても町ではいなければ、その人数を確保しなければ町が回っていかない人たちなわけですね、正職員だけでは回っていかない。そういう人達をきちんと待遇を改善していく努力が、条例上そういうふうになってないのですが、もとの条例を改正するべきだということ言っておきます。今現在の一般職の人数が126人に対して、非常勤週38時間の方が41人もいらっしゃいます。パートでは85人、臨時的任用で13人、こういう方々によって支えられているわけですから、そういう人たちの待遇改善を求めておきます。

それから、次には、南部町の10周年記念として特別な企画をするという予算になっております。これは今後、まだ流動的な面はありますけれども当初の予算の組み方からして、やっぱり町が全面的にこの裏づけをするようなことになっていきますので、今後、10周年を祝うということが町民ぐるみでできるような適切な形にされるように、全町民参加ができるような方向で予算を組み替えることを要求しておきます。

それから、農業の問題で、これも国の関係になりますが、農地の中間管理機構が動き出してございまして、ことしは国連の家族農業年であります。全世界では食糧危機が叫ばれてございまして、その解決の方向としては家族農業をきちんと位置づけていくことが国連の合意であります。そういう方向から見まして、今の農地の集約化とか大規模化とか会社の参入のような方向、一本やりの施策は大変問題があるということ指摘しておきたいと思えます。

それから、最後に西伯病院の利子を県の補助金の交付要綱というのが毎度言っておりまして……

(発言する者あり) いいえ、これは一般会計から繰り出すべき性質だということなので、要綱にそのようにうたっています。私は、西伯病院がいろいろ頑張って経営のことに大変頭を悩まされておられる状況を見るにつけ、もちろん経営感覚というのはすごく大事なんですけども、院長を含めて経営というあり方というのは、管理者は当然経営的な問題を主にされるんですけども、医療といいますか、地域の医療をどうやるのかというところに専念していただくためには、余裕のある財源があるにこしたことはないわけですね。県の要綱どおり一般会計から繰り出すということを求めて反対の討論といたします。

○議長(青砥日出夫君) 1番、白川立真君。

○議員(1番 白川 立真君) 1番、白川です。賛成の立場で発言をさせていただきます。

まず、このたびの一般会計予算案の全体的な性格を見たいと思います。まず、暮らしやすい町を持続的に、そして、発展的に次の世代に引き継いでもらうための会計が一般会計だと考えております。消費税の増税など、私たちを取り巻く環境は厳しい部分もありますが、しかし、次世代に引き継ぐ全てのもの、山、川、水も入ります。これらとあわせて潤いのある一般会計も渡してあげたいと考えております。ここで1つ、紹介をさせていただきます。「植え守りて 子等に託せや 天地(あめつち)の 森の恵みを 美(うるわし)し里を」、「植え守りて 子等に託せや 天地(あめつち)の 森の恵みを 美(うるわし)し里を」。これは私の歌ではありません。(笑声)この町の行政最高責任者の坂本町長の歌でございます。これは去年の植樹祭の際に歌われたと聞いております。この歌にもありますとおり、大変消費税等も厳しいですけども、何でもかんでも一般会計から入れればよいということではないというふうに考えております。今、私たちの目の前にある山、壁というのは、今ある私たちが乗り越えなければならない。そして、先ほども言いました潤いのある一般会計を次の世代に渡してあげることですので、賛成の立場での発言でした。

○議長(青砥日出夫君) 13番、真壁容子君。

○議員(13番 真壁 容子君) 26年度の当初予算に反対をいたします。

消費税等々については述べたんですけども、私は特に今回の26年度の予算に対して余りにも一つには、国の影響が大きく、それが町民にどのように影響を与えるのかという点でいえば、事あるごとに町長は意見を出していかなくてはならないのではないかとこの点をまず最初に述べたいと思います。

1つには、先ほど植田議員が指摘した中間管理機構、農業問題です。委員会の中でも直接支払いじゃなくて、今提案されている日本型の直接支払いになったらどのように影響がしてくるのか、

要するに半額になるという分ですね、減反費の。それが約半額に減って、7,450万から3,270万円という数字が出てきました。きのうの国会でも農業問題が出ていましたが、要は農家所得を減らすんだと。これではもう農業をやめていけということではないかという内容です。それで、中間管理機構を何のためにするのか。農地の集約を県にお願いする。県にお願いしてうちの町でいいことがあるのか。委員会の中ではどなたでしたっけ、鴨部から上なんかやるわというぐらい、特に中山間地域の農地についてはもう相手にされないのではないかというようなことになってきたら、南部町自体の基幹産業である農業が成り立たなくなってくる。TPPともあわせて、残念ながらこのような会計が26年度予算の中に出てきているということは、これは町長ともども議員全部こぞって、いけないという声を上げていかななくてはならないと思うのです。

2つ目には、いわゆる子育て新システムをめぐる問題です。新制度と言っていますが、今回、少子化対策でたくさんの施策が出たことを米澤議員も上げておられました。それらについては、私も評価しているところですし、少子化対策や健やかな成長のために町が努力してくれたことには評価したいと思うのです。残念ながら今度の新制度が入ってきましたら、いろいろと委員会の中でも資料等いただきましたように、いわゆる保育園に出している子供たちが介護保険のように、これまで町が本当に保育に欠けた子供を必要とするところから、市場原理に投げ出されてしまって保育園そのものの存立が危ぶまれてくる。残念ながら小さな町で人口が少なくなるところでは、その施策に乗って認定こども園をつくらないといけないというのが現状だと思うんです。そこで、本当に住民の立場で保育料を考えて通常保育を行っていくことができるのか。個々に一般財源が投入されることは目に見えているわけです。そういうことを考えるならば、現行の措置制度も残した児童福祉法に基づく保育園制度を存続させ、従来のお金をしっかりと出させるようにという立場に立つことが必要だと思うのです。

3点目には、福祉をめぐる問題では、地域包括ケアシステムの充実の問題です。これは今後、地域包括ケアシステムがいいものだという意見がありますが、今後、予想されているのは介護保険で介護予防1、2のデイサービスと、ホームヘルプサービスを分けてしまうと。町長はこれも介護保険で来ると言っているんですが、広域連合で考えた場合ですね、総額約3,000万を超える予算を使っているわけですよ。それをたった0.5%の700万そこそこでしたね、その中でおさめていこうとするのがこれからの方針になってくるわけですね。だとすれば、残ってくる大きなサービスをどこに持っていくか。これが地域包括ケアシステムですよ。ここにあいのお銀行等や地域振興協議会のふれあい部等と一緒にボランティアを大々的に行っていこうとする。こういうことが始まって来る年になっているのではないのでしょうか。私は、ボランティアを

否定するつもりはありませんが、上からの押しつけではボランティアは育たない。何よりも町や公的な立場がしっかりとその責任を果たす中でこそボランティアが育つと思っています。今後のあり方として、非常に懸念されなければならない内容だと指摘せざるを得ません。

このような点から見ると、住民負担増だけではなく、地方自治体にとっても大変厳しいいろんな施策が出てくるということになれば、これは党派を超えて声を上げていかななくてはならないと思うし、そういう点では町長も議会も一緒に声を上げていくべきだというふうに考えています。

町内の、特に町独自の問題では、先ほど職員の雇用問題や同和対策にもついて触れてきました。私は、1つには、地域振興協議会等民営化の問題、指定管理の問題で、いわゆる本来町がすべき仕事を市場原理、小泉内閣のときのそれにのっとなって、民でできるものは民でと出している状況が現状ではどうなっているのかということも検証して反対したいと思うのです。

1つには、民営化の問題です。保育園の民営化問題。今回も2園をゆうらくに指定管理することによって1億9,500万円のお金が出ています。前年対比1,565万円のプラスです。内容を聞くと、4名の保育士を増にするという費用が上がって、委託料では1,653万円の増になっています。内訳を見ると、1人当たりの保育士が342万でしたか、後で資料が出ましたので確認しておかないといけません、そういうことで一律に計算しているというのです。この間、保育園の民営化に当たっては、公に行っても民に行ってもここで働く人たちの待遇を改善するというのが大きな大義名分でした。ところが実際、ふたをあけてみると、正規職員だけではなく臨時職員もたくさんいる。これは公でも民でも同じ結果が出ています。とりわけ指摘しなくてはならないのは、民営化になって正規職員がどれぐらいの給料をもらっているのか。これは非常に大ざっぱで、町とゆうらくの話し合いでは1人340万でしたか、20万でしたか、ちょっと定かではありませんがこれを一定保障するというので、その年度に払った人件費ではない、そういうふうな計算で出されているというように聞きました。これはほかの指定管理のあり方から見ても異常です。本来、かかった費用のみを出すべきではないかと言いながら、このようなくくりをする一方で、現状としては人件費と出している総額が人件費となっていないという現状があるのではないかと指摘せざるを得ません。このような指定管理の中では、いわゆるもうける団体ではないにしても町でない一部の団体に行き、そこでの利益を残念ながらつくっているという結果になるのではないかと。このことに町はどのように答えるのでしょうか。私は、少なくとも民営化路線をとったのであれば、そこでの待遇改善というのであれば、その職員の待遇はどう改善されたのかを明らかにし、住民に説明すべきだということを指摘しておきたいと思えます。

あと、給食センターの問題等についても同じです。

あと、施設管理についても指定管理のあり方は残念ながら地域振興協議会というのは、町の施設の指定管理になる下請になるような団体になっているのではないかと指摘せざるを得ません。

このような中で、本来の町の仕事を持っていく一方で、本来地域振興協議会が持っている地域の活性化や地域振興にどれだけの力を発揮できるのか。このことも検証が必要な時期になっているのではないのでしょうか。

この点を指摘いたしまして、私は保育園の民営化については再考し、できるならばここでの待遇改善を明らかにすることを再度求めて反対をいたします。

○議長（青砥日出夫君） 8番、細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） この議案27号、26年度一般会計予算ですが、これには賛成の立場から討論させていただきます。

過去にも、私は南部町の将来の人口推移の件で一般質問させていただきました。これから少子高齢化が始まり、人口があと20年、25年になればもう1万人切って7,000、8,000人ぐらいになると。この対策をしなければだめじゃないかという質問いたしました。それは昔の……。それは統計は誤りがあるのでわからんというやな答弁でしたが、でも少子高齢化というのは確実に始まっているという答弁でございまして、その大きな流れから見て今回の当初予算、合併以来69億1,800万の中で、それで少子化に光を当てられた予算。さっき米澤議員が語る述べられましたあれが中身でございますが、総額26年度当初だけで5億8,000万、補正を入れると6億3,000万の少子化対策に、要は南部町の人口をこれ以上減らしたらいけんと危機感を持った当初予算であります。

それと、あといろいろる述べられましたが、継続事業につきましては皆さん方の課の中身、またはその内容を見ましたら、25年度の決算状況に基づいてそれをもとにした予算を立てておられたのが見てとれました。このように皆さんやちが本気になって、継続事業は決算を見て当初予算はどんなんしようかと頑張っておられる姿、また南部町の将来を見据えたこの少子化、人口をふやそうと、こういう意気込みのある予算。この少子化問題については、共産党議員団みんな評価すると言われただけでもこの当初予算はもう賛成に至ると私は確信しております。そのようにみんなが認めたこの少子化対策予算であるということを町民の皆さんも、私はこれを見てさすが南部町議員はそういうところを評価していると思われると思います。

その中で、真壁議員は保育園の民営化の問題、地域包括ケアの問題、振興区の問題、私が頭にぱっと今浮かんだ中で言われました。保育園の民営化、今、伯耆の国がやっております。やって

1年か2年たったと思いますが、町民の皆さんから民営化して悪くなったという話は聞いておりません。延長保育、または人員をふやして手のかゆいところでも届くような保育をしてもらっているという評価を受けております。それを受けただけでも私はこれについてはいいじゃないかと。あと残された保育園については、もっと人員をふやして正職員を採ってええぐあいにせと言われますが町の今の保育園は、正職員はたしか公務員ですね、公務員になってもらえば一番いい。それは、そのようにして児童福祉法に基づく、町が責任を持って子供を保育し、ちゃんと面倒を見る、そのようなことになればいいと思いますけどなかなかそれがならない。今までも時間外保育はできなかった。土曜保育もやっとこさできた。そういう状態の中でも伯耆の国がやったらそれがさっさとできた。それだけでも指定管理料がふえたと、私はその分あってもよいと思っております。

地域包括ケアについて言われました。今後、この少子高齢化が進む中、地域福祉、地域医療を守るためには一番大事なポイントということは国の政策であり、私もそう思っております。それがボランティアが中心になる、誰が言ったのでしょうか。そうじゃない、ボランティアは押しつけじゃないです。二、三年前の正月でしたか、大雪が来て国道9号や山陰線がとまったとき、皆さん方は助けて、あれはボランティアですね、一種の。自発的なみんなで助けようという、こういう自発的なことが生まれるのが地域包括ケアシステムなんです。押しつけと全然違います。そこには医療とか福祉の専門家がバックアップする。これが今回のすこやかにある、今度の条例でありました。あの人やちが中心になってそれをやるというシステムでございます。本当に期待しております。

振興区についても言われましたが、今、振興区は安定しておりますよ。特に東西町とか、私、地元ですので、この間も火事がありました。会長みずからやろうって、自分でパイプあけてホースつけて飛んで行って初期消火されたんです。そのように、地域のことは地域で頑張ろうという意欲が、意識が着々と進んでいるのが現状ではないでしょうか。

そういうことを申し述べまして今回の予算、将来を見据えた第一歩であると私は確信しておりますし、ただ、お願いはこれを一年一年検証していただき、これが次の年にまたバージョンアップできるような体制をとっていただきたいことを希望いたしまして賛成いたします。

○議長（青砥日出夫君） 9番、石上良夫君。

○議員（9番 石上 良夫君） 9番、石上です。議案第27号、賛成の立場で討論したいと思います。

10月には南部町も満10歳になります。これから南部町の町民の皆さんが豊かに暮らしてい

くためには、少子化対策、また子育て支援、非常に重要な施策になろうかと思えます。本予算の内容を見ますと、子育て支援、また少子化対策に即応した積極的な予算配分であろうと思っております。私は、同僚議員もいろいろ事業案を述べられましたので、新規の事業についてのみ述べたいと思えます。

まず、南部町まちづくりビジョン策定事業。これは予算は少額でございますが、合併特例債が延長になったということで、大変私どもも10年で特例債が終わると思っていました。非常にうれしいことで、これから合併後10年過ぎて次のステップに町が進むときに、新たなまちづくりの基本目標を定める委員会を設置するということで、今後の町の進路を定めるいい参考になるということで、非常に重要な委員会の設置だと思っております。

また、地域人づくり事業。本年度予算3,170万円でございます。これは県の補助額10分の10で行われる市町村緊急雇用創出事業臨時特例基金が積み増しされまして、新たに地域人づくり事業を創設され、町内法人の人材確保と育成の事業委託をして地域の雇用安定に寄与させるものであり、人づくりに雇用等に非常に重要な事業だと思っております。

また、民生費としまして障がい福祉費の中で重度障がい児支援事業。これは重度の心身の障がい者・児の方へ日中支援を行う社会福祉法人に対して、運営費の一部を助成するものでございます。障がいがある御家庭におきましても地域における生活においての一助となるものと、非常に私も重要な事業だと思っております。

また、同僚議員からございましたが、病児・病後保育事業、新たに西伯病院で始まります。住民の皆さんから非常に要望の高かった保育の事業でありまして、ぜひともこの事業が成功裏に、また安全に行われますようお願いしたいと思います。

また、新規の一時保育事業も同時に始まります。家庭を取り巻く環境の変化に伴い従来の保育サービスのみではなく、緊急的、一時的な保育を行うものでありまして、子供を持つ家庭の負担軽減が大きく期待されるものと思えます。

ほかにも高校生医療助成、また子育て応援事業、また少子化対策のもとで三世代同居等の支援事業、企業促進奨励事業等も重点配分されておりますので、ぜひとも新しい角度でこれから子育て、また子育て支援にさらなる行政の手腕を発揮していただきたいと思えます。

反対討論の中で、同和対策事業はやめるべきだという御意見もございました。平成23年に鳥取県で初めて南部町は地域の実態調査を行いました。鳥大の名誉教授の國歳先生を筆頭に非常に皆さん一生懸命調査していただきました。24年に取りまとめられた実態調査の結果で、教育、就労面での差別の残存、また差別意識による人権侵害は依然として現存していることが指摘され

ております。先ほどは格差が少なくなったという御意見もございました。皆さんもこの実態調査の結果を御存じだと思います。やはり事は人権の問題、一人一人の皆さんのことですので、本当に真剣に考えていただきたい。3月の2日には、例年行われております差別事件報告会が鳥取でございました。ことしも事象が報告されました。事象の中身につきましては、この議場の場で言えるような文言ではありません。この議会は子供さん方、または関係する地域の皆さんも聞いておられます。聞くにたえない言葉が出てきます。本当に何年たっても情けない、歯がゆい思いです。議会の皆さん一人一人がやっぱり真剣に人権は大事だということも認識していただきたい。この調査の結果の中で、特に就学、就労について格差が拡大しているというような御意見もいただきました。該当する地区と県内平均、また南部町平均を比較して見ますと、格差が大きく開いております。それが皆さんのやっぱり生活の一面にあらわれてくる、循環してくる、そういう思いが強く私はします。またこの実態調査が行われたということは、私は大きく評価したい。私どもの団体も県の総務部局、また教育委員会部局と検討会を年に1回持っています。昨年も11月に行いました。私は、県に県民実態調査をすべきだと意見を申し上げましたが、県は市町村にお願いして、県は26年度意識調査をしたいという答えでございました。やっぱり本来は実態調査をして地域の実情を把握して、それを生かして行政の基本となる人権対策、または予算に充てるべきだと私は強く思います。人と環境にやさしいまちづくり、マニフェストの1点目です。引き続いて皆さんが悲しむことがないように、希望を持って暮らせるようなまちづくりを望んで、私は賛成討論といたします。

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第27号、平成26年度南部町一般会計予算を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第29 議案第28号

○議長（青砥日出夫君） 日程第29、議案第28号、平成26年度南部町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第28号、平成2

6年度南部町国民健康保険事業特別会計予算。

内容であります。歳入歳出の総額はそれぞれ14億4,851万7,000円で、前年度に比べ3,878万9,000円の増であります。

なお、3月補正で3,035万円の基金繰り入れがなされており、これにより平成25年度末の基金残高は底をつき、厳しい事業運営が予想される26年度予算であります。

委員会での審査の結果、賛成多数で可決すべきと決しております。

賛成の意見であります。国保会計ですこやかな施設管理費を計上すべきではないとの意見だが補助金も出ており、当然の対応と考える。この件を理由に反対されているが、国保の重要性を考えれば反対する理由にはならない。この予算には賛成をする。

反対の意見であります。管理センターすこやかなの経費が国保会計に計上されているが、全町民が使う施設であり、この会計から出すものではない。もっと一般会計から補填があってもいいと考え反対する。以上であります。

○議長（青砥日出夫君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番の亀尾です。議案28号、国民健康保険事業特別会計の予算について、反対するものであります。

反対の理由です。まず、本格的な予算立てというのは国保運営協議会で多分審議されて、そして、多分6月の議会前後にか、あるいは議会中に新たな国保会計の本予算とでもいいますか、それが決まると思います。そのときに、負担がどれだけになるかということがはっきりすると思います。今、国保会計というのは、ほかの健康保険でもそうだと思いますけども、特に国保会計は高齢者、75歳になりますと後期高齢者医療保険が始まりますが、一応、年金の生活の中で現役とは違った生活状態で毎日送っておられます。そして、現役時代と違って、やはり体力の衰えといえますか、医療にかかる機会もふえる。その中で、医療給付費もふえるという中で、国保会計が大変であるということは私もよく承知しております。しかし、そのために命綱である国保税に払いたくても払えないというような、そういう状況も生まれているのが事実ではないでしょうか。このたびの3月議会に提示されました国保の会計の徴収率ですね、一体幾らを予定されているかと聞きますと、92%の徴収率ということが言われたと私、記憶しております。そういう状況の

中ですから、できるだけ、また国保会計の中で支出の軽減化を図ることも一つの方法ではないか
と思います。私が指摘したいのは、先ほど委員長の報告でありましたが、委員会の中でも発言い
たしました。健康管理センター、いわゆるすこやかですね、病院横の。あそこの管理費は、いわ
ゆる町民全員が利用する機会の施設であります。そういうことを考えれば、この国保会計の予算
の中から1,112万3,000円の管理費が支出されております。また反面、国保会計の基金
はもう底をついているような状況ですから、この際、一般会計の中から負担軽減のために繰り入
れてやるということ。これは全国の至るところの自治体でもこのような措置をとられております。
私は、このことを求めて今回の予算については反対するものであります。

○議長（青砥日出夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

3番、米澤睦雄君。

○議員（3番 米澤 睦雄君） 3番、米澤でございます。私は、南部町国民健康保険事業特別会
計予算に賛成の立場から討論いたします。

この国民健康保険事業特別会計予算でございますが、先ほど来お話がありますように、まだ税
率が決定されておられません。この予算は見込まれる歳出に対して歳入予算が組まれたものでござ
いまして、5月の運営協議会を経まして6月議会に正式に税率が決定されるものでございまして、
この予算に対して反対する理由は全くないと考えております。

一言申し上げますと、先ほど来話がありましたように、この国民健康保険事業特別会計は大変
なことになっております。基金がついに底をつきました。基金を繰り出して国保税を抑えろ、抑
えろとおっしゃっていた議員さんがたくさんいらっしゃいますが、どうお考えでしょうか。基金
がなくなったら今度は一般会計から繰り入れて国保税を抑えろということでございますが、御存
じのように町民の皆さん全員が国民健康保険の被保険者ではございません。民間会社にお勤め
の方は協会けんぽ、公務員の方は共済組合というように、さまざまな保険に加入しておられます。
一般会計からの繰り入れに対して果たして町民の皆さん全員が同意をしてくれるでしょうか。ま
た、たとえ一般会計から繰り入れができたとしても、実は、町は金のなる木を持っているわけ
ではございません。長い間には大変な財政負担となりまして、他の事業の執行に支障を来すよう
になるのではないかと危惧をすところでございます。やはり市町村単位の国保事業から全県単
位の国保事業の創設を急がなくてはなりません。今、その話も出ておりますけれども、これを早急
にやっていかなければならないと私は考えております。一般会計からの繰り入れで一般会計に過
度の負担をかけるのではなくて、どうしたら健全な国保事業が構築できるかを真剣に考えていく
必要があると思います。そういう意味からも、執行部のこの問題に対して有効な対策を期待いた

しまして賛成討論といたします。

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 平成26年度国民健康保険特別会計の当初予算に反対の立場から討論いたします。

まず、国民健康保険の特別会計は、国の補助率がどんどんと削られてきたことに根本的な原因があります。そして、今、国は社会保障と税の一体改革という法律をつくりまして、社会保障を抑えて、それから、一方で消費税を増税するなどして財源を賄おうというのが国民向けの説明ではありますけれども、本来、税と社会保障というのは本当に応能負担の原則、税は応能負担の原則、生活費非課税、こういう大原則があります。そういう立場に立って税制を根本的に解決しなければ社会保障の財源というのは、今後、ふえることはあっても減ることはない、これは当然です。医療分野を見ても技術が進歩しますから医療費がふえていきますし、団塊の世代も高齢化していきます。これをどうやって解決するかという問題を小さい枠といいますか、国レベルの話の中で解決しなければ全く問題の解決の展望は見えてきません。先ほど言いましたように税金の集め方、応能負担、これは大きな内部留保資金を持っている大企業や大資産家、1億円を超える大資産家には……。

○議長（青砥日出夫君） 植田議員、議案に戻ってください。

○議員（5番 植田 均君） いや、そこがあるので、そういう税の集め方をきちんとしなければ根本的な問題は解決していきません。そういう立場で考えて、国に対して町は要望していくべきだと思います。そういうことを言ひまして反対いたします。

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第28号、平成26年度南部町国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。

委員長報告に賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第30 議案第29号

○議長（青砥日出夫君） 日程第30、議案第29号、平成26年度南部町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

- 予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第29号、平成26年度南部町後期高齢者医療特別会計予算であります。

内容であります。歳入歳出予算の総額はそれぞれ1億3,229万9,000円で、前年度に比べ357万9,000円の増であります。

委員会での審査の結果、賛成多数で可決すべきと決しております。

賛成の意見であります。老人医療に制度を戻すべきとの意見を述べておられるが、そのような状況になれば国保会計はとっくに破綻している。それを考えれば今のシステムのほうがはるかにまさっており、賛成するものである。

反対の意見。従来は老人医療という制度だったが、今の制度、後期高齢者医療制度は老人差別と考えており、反対するものである。以上の意見がありました。

- 議長（青砥日出夫君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

5番、植田均君。

- 議員（5番 植田 均君） 平成26年度南部町後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場で討論いたします。

この制度が生まれたときから国民を二分する議論がありました。世界に全く例のない75歳以上の方だけで保険制度をつくるということで、これを設計した厚生労働省のお役人さんは75歳以上になると医療費がかかるのは当たり前なので、その保険料負担をするのが加入者だから、痛みがそこにじかにわかるから医療の圧縮効果があるんだと、こういう論でこの制度設計をされたんです。こういう国民の健康を守るべき制度をこういうゆがんだ考え方でつくってきて、今現在どうなっているかといえば、鳥取県の全県の基金がほとんど底をつくような状況にまでなっているんじゃないでしょうか。私は、根本的に当面は老人医療制度に戻して、それから国民的議論をやり直す、そういう立場でこの会計には反対いたします。

- 議長（青砥日出夫君） 委員長報告に賛成の発言を許します。

8番、細田元教君。

- 議員（8番 細田 元教君） 29号、後期高齢者医療特別会計については、賛成の討論をさせていただきます。

今、植田議員が世界に類がない差別的な保険であると言われましたが、日本が世界に類のない高齢化率になったからこういう制度ができたんだと思っております。最初はそのように民主党政権も絶対やめる、やめると言いましたけど、結局できだったと。それはやっぱりやってみてよかったからということでもあります。今もいろんな後期高齢のところに出ていますが、そういう議論はないし、国のほうもだんだんトーンが下がってこのまま行くんじゃないかなと思っておりますが、まだ推移を見たいと思いますし、今、賛成討論の中にありましたこれ老人医療にもし戻せば、国保会計がもうとおにパンクしとったという代物でございまして、この後期高齢についても低所得者の方には、これは2割、5割、7割軽減がありますけども、2割と5割の軽減者をふやしてそれなりに手当てをしておる会計でございまして、これに関しては賛成討論とさせていただきます。

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第29号、平成26年度南部町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。
委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第31 議案第30号

○議長（青砥日出夫君） 日程第31、議案第30号、平成26年度南部町墓苑事業特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第30号、平成26年度南部町墓苑事業特別会計予算。

この内容であります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ277万2,000円と定めるものであります。

委員会で審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しています。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論は終わります。

これより、議案第30号、平成26年度南部町墓苑事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

ここで休憩をとりたいと思います。再開は、30分。

午後2時15分休憩

午後2時30分再開

○議長（青砥日出夫君） 再開いたします。

日程第32 議案第31号

○議長（青砥日出夫君） 日程第32、議案第31号、平成26年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 議案第31号、平成26年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算。

内容であります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ216万円と定めるものであります。

委員会での審査の結果、賛成多数で可決すべきものと決しております。

賛成の意見であります。事業は終わっており、現在は償還事業のみであります。年2回の償還に対し、十分ではないとの指摘もあるが努力されているので反対するものではない。

反対の意見。この事業は格差是正には一定の成果もあったが、償還が滞っている状況の展望が見えない。十分な対策がなされていない点により、賛成はできないという意見がございました。

○議長（青砥日出夫君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今年度の住宅資金の特別会計には反対をいたします。

きのう、教育委員会のほうから25年度の住宅新築資金と貸付金の償還状況という資料をいただきました。その中では、例えば3つに分かれておる住宅新築資金25年度、いわゆる調定額が243万574円に対して、現在収納額と収納見込みを合わせて25年度末の収納予定が34万6,508円。対調定額と比べたら14.2%という、いわゆる償還額になっているわけです。これは昨年度も同様な数字がありました。これ以降、25年度末を過ぎて入ってくるのがあるかもしれませんが、結局は累積として滞納額が重なり、この資料でも過年度分を合わせて25年度の年度末時点では見込みでは、いわゆる未納額ですね、それが8,400万5,418円という数字が上がってきているわけです。これは委員会で決をとるときに対策がとれていないという点で私たちは反対しました。先ほど言ったように、地域改善対策事業が長年行われてきて、その中の格差是正に役立ってきたということは、一定評価できる施策であると私たちも認識しているところですが、実際としてこの収入未済がある段階でどのような対策を打っているだろうかという点でいえば、委員会の中でもしっかりと審議できていないという点がやっぱりあると、私たちも反省しているところです。

前回、これが出てきた段階で、先ほど始まるときに教育委員会の側から数字がちょっと違うので次回にさせてほしいと言われた内容では、一般会計からの繰出金状況が教育委員会のほうでは旧西伯、会見時代から出されていたわけなんですよ。それを見たとき、以前もそういう資料をいただいたときに旧会見と西伯の合併時点での滞納額が余りにも違って質問をかけたことがあるんです。委員会の中では、一体どのような事態で現在の金額に至っているのか。問題はどこにあるのかという点も精査しないといけないし、そういう意味では執行部の側も具体的にどのような問題があるのかという点を出してきていただいて、解決の方法を示していただきたいというふうに思うんですよ。実際、この事業は終わったというんですけども8,400万の金額というのは、町の一般会計からしたら相当な金額になるわけですね。これの解決方法をもし示すことができなければ、実態等をつぶさに議会にも相談していただきまして、どのような課題に困っているのかということも出していただかなければ、解決方法が見えてこないのではないかと思いますよ。これは言ってみたら、一定の儀式みたいに出てきて賛成議員がおる、反対議員がおるだけでは済まない問題だと思いますので、そういう意味では今後の議会にでも教育委員会のほうから詳細な資料と、これをどのように分析して解決はどうあるべきかと考えているかというのを示していただきたいというふうに思います。

1つには、やはり委員会の中で出ました国の政策だと、国が責任持つべきだという点では私たちも非常に同感をしているところです。本来であるならば、この未納額を一般会計に影響与えな

いように、国策でしたのであれば何らかの補填措置をするべきだということを町長も声を上げていただきたいという点を指摘しておくことと同時に、もう一つは、この住宅新築資金が同和対策事業の一環だとはいえ、どうしてやっぱり教育委員会にあるかという点では、やはり教育委員会は仕事ではないのではないかと問わざるを得ないわけです。どう教育的な観点で臨むのか。そこを私は履き違えたらいけないと思いますので、少なくとも住宅新築資金の特別会計というのであれば、それなりの課が対応すべきだということも指摘して反対いたします。

○議長（青砥日出夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

10番、井田章雄君。

○議員（10番 井田 章雄君） 10番、井田でございます。私は、議案第31号に賛成の立場で討論をさせていただきます。

皆さん御承知のとおり、この事業は昭和44年施行された同和対策事業特別措置法に基づいて国策で実施された事業でありまして、平成16年度に貸付事業は終了したところでございます。その後は、公債費の償還事業を行っている状況であります。先ほど真壁議員がいろいろ言われましたですけども、この問題については南部町だけの課題ではなくて、全国市町村同じような課題を抱えていると私は認識しております。そういう中で、単独では私は無理だというふうに考えておるところでございまして、町長も全国市町村会の中でいろいろと話をされて、全国の市町村会の中でこれは解決の努力をしていただきたい、そういうふうに思っておるところでございます。

そして、平成26年度の償還事業でございますが、まず歳入ですね、県からの補助金、そして一般会計からの繰入金と、今まで貸し付けをいたしました新築、改修、土地取得の現年度分と滞納繰り越し分をもって住宅新築、宅地取得資金の償還事業を年2回の貸付金の回収をもって行っているところでございます。

したがって、この特別会計を廃目というのですか、放棄するわけにはなりませんので、したがって、私はこの事業に対して賛成するものでございます。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第31号、平成26年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決しました。

日程第 3 3 議案第 3 2 号

○議長（青砥日出夫君） 日程第 3 3、議案第 3 2 号、平成 2 6 年度南部町農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 議案第 3 2 号、平成 2 6 年度南部町農業集落排水事業特別会計予算。

内容であります、歳入歳出予算の総額はそれぞれ 2 億 4, 1 9 4 万 2, 0 0 0 円と定めるものであります。

なお、本年度の新規加入戸数を 1 0 戸予定し、接続率を 8 7 % を目標として事業が計画されています。

委員会で審査の結果、賛成多数で可決すべきと決めています。

賛成の意見。会計に対し、多額の金額が一般会計から補填されている。1 歳未満の子供への賦課は対象外としている。みんなで負担し、健全な会計を維持すべきであり、賛成する。

反対の意見であります、生活に上下水道は不可欠であり、低所得者対策が十分でない状況は改善すべきである。減免制度等、具体的な施策が示されていない状況に賛成はできない。以上、意見がありました。

○議長（青砥日出夫君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

1 2 番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 1 2 番、亀尾です。私は、議案第 3 2 号、平成 2 6 年度南部町農業集落排水事業特別会計予算について、反対するものであります。

理由はですね、先ほど……。まずその前に、委員長から報告にも載っておりましたが、本年度から未満児、いわゆる 1 歳にいかない子供に対しては負担をかけないということをされたことについては、非常にこれは町民にとっては、生活にとっては大きな支援であるというぐあい考えているところで、評価するものであります。

さて、低所得者の中でもこれは外で用足しをするというわけにいきません。これを利用しなければなりませんけども、そういう中で、低所得者に対する一定の所得の少ない方についてはそれ

なりの措置をとる、いわゆる低所得者対策をとるべきだということを求めます。

それから、さらに加入金ですね、本年度は科目として1,000円が予算化されておりますけれども、今年度恐らく新たな加入があると思います。その加入金もやっぱり軽減をすべきであるということ。

それから、町内の方の話聞くんですが、下水のこの事業だなしにあと2つの下水の事業についても共通するんですが、やはり利用料を減免制度もそうですが、そうでない方も負担の軽減をすべきだという声がありますので、ぜひそのことの実現を求めて反対するものであります。

○議長（青砥日出夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

2番、三鴨義文君。

○議員（2番 三鴨 義文君） 2番、三鴨でございます。議案第32号、平成26年度南部町農業集落排水事業特別会計予算について、私は賛成の立場で討論させていただきます。

この事業はもう既に建設事業は終わっておりまして、今現在は維持管理のための経費が予算計上されております。委員長からありましたけれども、歳入歳出2億4,194万2,000円ということでございますが、そのうちの1億2,000万を一般会計のほうから繰り入れをして運営をされている会計でございます。非常に厳しい運営状況の中と拝察しております。そういう中で、これも委員長からありましたけれども現在の接続率が87%ということでございます。会見地区の農集につきましては計画当時、平成元年当時の人口、あるいは戸数から見ても今現在の戸数、人口は相当減っておりまして、この接続率87%といえますのはかなり限界に近い加入率になってきているのではないかと思います。やっぱり計画当時は、この事業を実施するに当たりましてそれぞれの御家庭に事業参加されますか、同意されますかということで、大方96%程度の同意がいただけたところで実施してきたものでございますけれども、平成元年から26年もたちますと、やっぱりもうこういう90%弱ぐらいまでが限界ではないかなというふうに私としては感じています。やっぱり人口が減ったり、独居老人さんはもう見合わせるわという方が結構いらっしゃるの、私はそういうことだと思います。こういった中で、使用料が伸びない中でもこういった一般会計からの繰入金も半分以上していただきながら事業運営しておられますので、こういった努力には敬意を払うとともに、こういった予算はぜひ、継続は当然ですので賛成していきべきだろうと思います。

それから、低所得者の減免はどうかとか、加入金を安くしたりとか、負担軽減をという意見がありましたけれども、私ばかりじゃなく、こういった総予算の半分も繰り入れしてやっとやっておる運営の中で、さらに収入源であります使用料をさらに減らしていくという状況ではとてもな

いのではなかろうかというふうに思っております。

起債につきましても、私の記憶では平成22年ぐらいがピークで、今はどんどん起債償還も減ってきているんだろうと思っております。もうしばらくこの起債額が繰入金より下がるぐらいまではこれで頑張って、現状で運営していただきたいというふうに思いますので、この予算は賛成すべきと考えます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第32号、平成26年度南部町農業集落排水事業特別会計予算を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第34 議案第33号

○議長（青砥日出夫君） 日程第34、議案第33号、平成26年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第33号、平成26年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算。

内容であります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,416万円と定めるものであります。

これは年間15基の設置を目標とし、整備率を60.6%目指すとしています。

委員会での審査の結果、賛成多数で可決すべきと決しています。

賛成、反対の意見であります。議案第32号と同様ですので省略させていただきます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 亀尾でございます。議案第33号、平成26年度南部町浄化槽整

備事業特別会計予算であります。これについても32号と同様の意見で反対するものであります。ただ、32号につきましては、今年度は加入金として費目が上がっているのは1,000円、科目取りがしてありますけども、この33号につきましては目標が10基上がっております。ぜひこれを実現していただきたいというぐあいに思っております。

この該当地域の方でこういう声を以前聞いたことがあります。子供が都会のほうへ出ていくと、大学だと思ってしまうんですけども、出ているけどもくみ取りのトイレなので帰りたくない。ましてや友達も連れて帰りたくないというようなことを言っているわけなんです。そういう意味からでも、やはり施設改良には軽減をすべきであるということを求めます。

それで、なお、つけ加えますけども、1つは、毎回どの議案でもつけ加えるんですが、定住促進を図るためにもぜひこれについての支援をお願いしたいというぐあいに思います。よろしくお願いします。

私の聞き取りで間違っていたかもしれません。33号の分担金、ことしの予定は15基であったという……。10基ですね。（「10で」と呼ぶ者あり）やはり10基が正しいようですね。10基の目標だそうで、よろしくお願いします。

○議長（青砥日出夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

2番、三鴨義文君。

○議員（2番 三鴨 義文君） 2番、三鴨でございます。議案第33号、平成26年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算について、私は賛成の立場で討論をしたいと思っております。

先ほどありました農業集落排水と同じでございまして、この浄化槽会計も予算総額6,416万円のうちの2,760万円が一般会計から繰り入れられて運営されております。このたび10基を計画されているということで、接続率が60.6%を目指すということでございましたけれども、ほかの農集につきましても公共下水につきましても、実際の工事は終わっておりまして、これから町全体の下水浄化槽率といいますか、下水率といいますか、町全体の率を上げていくには、あとはこの浄化槽の設置を高めていくというところだというふうに思います。私としては10基と言わず、もっと設置していただきたいぐらいの気持ちでございまして、ぜひともこの予算は通してどんどん接続率を上げて、町全体が下水が完備したという流れになってほしいということから賛成いたします。

これも同じで、先ほど反対の御意見がありましたけれども、とてもこういう繰り入れをしていただいている会計の中で減免とかそういった制度には、現時点では難しいのではなかろうかと思っております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第33号、平成26年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算を採決いたします。
委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第35 議案第34号

○議長（青砥日出夫君） 日程第35、議案第34号、平成26年度南部町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 議案第34号、平成26年度南部町公共下水道事業特別会計予算であります。

内容であります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億8,149万4,000円と定めるものであります。

この事業計画であります。年間10戸の加入数を目標とし、接続率を90.9%目指すとしております。

委員会で審査の結果、賛成多数で可決すべきと決しています。

なお、賛成、反対の意見であります。議案第32号と同様ですので省略させていただきます。
以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 亀尾です。議案第34号、平成26年度南部町公共下水道事業特別会計予算について、反対するものであります。

理由につきましては、先ほど委員長からの報告でありましたが、第32号、そして33号と同等の意見をもって反対するものであります。

○議長（青砥日出夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

2番、三鴨義文君。

○議員（2番 三鴨 義文君） 2番、三鴨でございます。議案第34号、平成26年度南部町公共下水道事業特別会計予算でございますが、これも賛成すべきと考えます。

委員長の報告がありましたように、1億8,149万4,000円が歳入歳出総額でございますが、その中の7,280万余を一般財源から繰り入れて運営されております。これだけ繰り入れてもさらに起債の元利償還額は1億1,600万ということで、全てが償還に回っているという厳しい会計でございます。加入率も90.9%を目指すということですので、ぜひこの予算は通していただきまして事業推進いただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第34号、平成26年度南部町公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。
委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第36 議案第35号

○議長（青砥日出夫君） 日程第36、議案第35号、平成26年度南部町太陽光発電事業特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第35号、平成26年度南部町太陽光発電事業特別会計予算であります。

内容であります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,832万2,000円と定めるものであります。

鶴田残土処分場跡地の太陽光発電所を運営するための特別会計であります。26年度は、売電収入を5,832万円計上してあります。

委員会での審査の結果、全員一致で可決すべきと決しております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本予算につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論は終わります。

これより、議案第35号、平成26年度南部町太陽光発電事業特別会計予算を採決いたします。
本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第37 議案第36号

○議長（青砥日出夫君） 日程第37、議案第36号、平成26年度南部町水道事業会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第36号、平成26年度南部町水道事業会計予算であります。

内容であります。収益的収支及び支出の予定額は、収入2億2,878万2,000円、支出2億3,478万2,000円であります。

営業費用中の災害復旧費1,204万円の財源に充てるために、企業債600万円を借りています。

なお、水道統合事業の総額は5億2,332万9,000円で、工事は24年度に始まり、27年度完成予定であります。

委員会で審査の結果、賛成多数で可決すべきと決しております。

まず、賛成の意見であります。水道統合事業で新たな水源の確保は維持経費の軽減が可能となり、料金の格差の解消に寄与すると考える。多様な努力がなされている事業に対し、反対する理由はない。

反対の理由であります。水道料金は一般財源を投入し、値上げすべきでない。西伯簡水の引き下げを他の地区に転嫁しているのが問題である。西伯上水は23年度にも値上げされている。これは財政健全化が理由だったが、効果が上がっていない。これらの対策の不十分さから反対するという意見がありました。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 平成26年度南部町水道事業会計当初予算に反対の立場で討論いたします。

議案第21号と22号で水道料金の条例が既に可決されましたけれども、この予算それを受けての水道料金の収益がここに収益として上がっているわけでありましてけれども、上下水道課の試算によりますと、今回の料金の引き下げと引き上げとの差額は170万円から180万円という金額というふうに聞いておりますが、これを一般会計でやりくりできないような金額ではないと思います。これは私、いろいろ身近な方々に御意見を聞く機会がありまして、このたび水道料金の値上げが議会で話があるようだけでも何とかしてくれと、すごく応援されておりまして、私にそういう声をかけられる方というのは本当に生活が苦しくて基本料金だけでも大変だと。特に国民年金の生活をされている方というのは、切実な声なんですね。私、そういう方々の声をぜひ受けとめて、一般会計からの繰り入れで水道料金の値上げは行わないということを再度主張いたしまして、この議案に反対いたします。

○議長（青砥日出夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

2番、三鴨義文君。

○議員（2番 三鴨 義文君） 2番、三鴨義文です。議案第36号、平成26年度南部町水道事業会計予算につきまして、私は賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど植田議員さん、反対の意見の中で一般会計からやっぱり補填すべきという御意見がありましたけれども、先ほど来、公共下水についても農業集落排水についても1億2,000万、7,200万、これだけの一般財源からの投入をしてもらって水にかかわる運営を町としてはしておられますので、幾らでもある財源でもないものですから、やはり公平な負担の原則にのっとり、やっぱりみんなで出し合って運営していこうというところで、やっぱり必要な経費についてはみんなで出し合うというのが本来の姿ではなかろうかと思えます。当然、ルールにのりつつ部分の一般財源からの支援というものは、これはしていただきたいと思えます。

私、この予算の中で一番大切にしたいところは、やっぱり水道施設の統合事業のところございまして、この工事費がこの予算の中では1億6,200万をかけて事業促進をしていくという計画になっております。その中でも特にその財源として水道会計の費用ではなくて、一般会計の中から交付金として、何とか交付金だったと思えますけれども、1億5,200万、大方のもの

を水道会計の重荷にならんような形で支援していくという予算でございます。1億6,200万のうちの1億5,200万、残り1,000万円を水道のほうがあればあだけの工事ができるというような配慮までされているので、ぜひこれは事業促進のためにもこの予算を通して、朝金から落合までの全線完成を目指していただきたいと思います。やっぱりこの事業は西伯地区に水を持っていくばかりではなくて、やっぱり会見地区の予備水源としても十分活用できるようになりますし、会見地区の水圧が低いところの解消にも役立つものでありますから、会見地区、西伯地区と言わず、ぜひこの事業は早く完成してみんながサービスを楽しむような形でしていただきたいということを願ひまして、この予算に賛成いたします。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 水道会計には反対をいたします。

先ほど言っているように、水道統合事業の金額が組まれていることについては、町内で説明会があったときに、西伯地域側の方からこれを本当に切望しているという声もお聞きしました。そういう意味では、西伯地域ではやはりあんまり水の質がよくなかったことによる住民からのいい水が供給できることありがたいという声を聞いたときに、水道統合事業というのは全町民の願いでもあるのだということがわかったことがすごく印象的な説明会でありました。そういう意味では、水道事業の統合に向けて一般財源入れていくということについては、再度言ったように評価しているという点です。

もう一方で、今後の水道問題を考えるときに、この水道問題に関連して説明会の中で副町長が2025年問題を上げて、今後、今まで投入した施設維持管理費があると、人数が少なくなってくる中でこれをどんなふうに負担していくかという問題だっていうのがあったのが、ちょっと私はそのこともこの水道問題の中で、そういう考え方で水道の会計を運営していくとすれば、これは水道問題だけではなく、例えば国保税や他の公共料金にも及んでくると。委員会の中でも担当課のほうから、近々に簡水も公営企業法の適用を受けるようなことを国から指導されることになるという意見も出ました。仮にそういうふうなことが出るのであれば、幾ら少子化対策を打っても人の少ない中山間地域では公共料金が高騰して、もうそこに住むことができなくなってしまう。次の世代は、はるかに南部町に住むよりは米子に住んだほうが水道料金やもろもろの公共料金が安くなってくると。こういうふうな結果になっていくのではないのでしょうか。2025年を見据えて公共料金の負担増を住民に強いるのではなく、そういうやり方では今の大半の地方自治体では暮らしができなくなるのだという立場に立って物事を進めていかなければ、ここの人口増は望めないのではないのでしょうか。そういう意味でいえば、2025年問題は水道問題だけではありません。

ません。全ての負担にかかってくることです。それをすべからく住民に転嫁するというやり方は、この南部町には住めないんだということを肝に銘じて今後の運営していただきたいということをつけ加えまして反対をいたします。

○議長（青砥日出夫君） 4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） 4番、板井隆です。私は、この議案の第36号、平成26年度南部町水道事業会計予算について、賛成の立場で討論させていただきたいと思います。

先ほど三鴨議員から統合のことで予算等、また事業について話がありました。私、それにもうちょっと、担当課のほうから説明を受けた部分をもう少し補足をさせていただければと思います。今、統合事業が進められて3年目ですかね、元気交付金とかいろいろな国から出る経済対策を充てて統合事業が進められているわけなんですけれど、当初、平成19年のときに調査をしたときには大体1,000トンあって、安全対策として800トンを落合水源に持っていくというところで工事を始められたわけなんですけれど、実質に出た水がそれ以上の水が出てきているということで、実質が1,400トン、安全対策で1,200トンが落合の水源地に送られるということで、途中の管を少し大きくしたりとか、そういった工事で若干おくらしているということなんですけれど、やはりこの統合することによって先ほど21号、22号で結論を出していただきました消費税増税と、それから、旧両町の水道基本料金を統合させる一つのワンステップが終わって、今度これが統合になってからどういうふうになっていくかということをも十分見きわめて、最終的な南部町としての水道料金を決定したいということを町長のほうからも答弁があったというふうに思っております。

今現在、落合のほうでは4つの水源を持っておりまして、第一水源の180トンのところを、一番経費がかかっていたところを、まずこれを水をとめる。それから、馬佐良の20トンの簡水のほうの水もとめるというような形で、幾らかの経費、維持管理費の節減がされる。もしこの水がもっともっとたくさん使えるというような安全性があれば、例えば第三水源とかそういったところも、どうしても旧西伯の水は金気があって本当に維持管理費にたくさんのお金を費やしている部分を一つずつでもとめることができ、会見からいただく水が有効に西伯のほうに使われれば、これは町民全体としての水道料金にはね返り、最終的には統一が今より場合によっては安くなるというような可能性も出てくるやもしれません。やはりそういったところを期待しながら統合事業、まずこれを一番に進めていく、それによって水道料金の統合もなされていくというふうに思っております。

先ほど真壁議員のほうからも話が出ておりましたけれど、やはりそういった形で早く統合する

ことによって評価をしていただいたところ、早く水道を統合することによって本当に安心・安全な水が町民全体に送れる。ちょっと上長田の簡水のほうは難しいんですけど、水が上長田、東長田の簡水までは行きませんが、上水道で使っている部分はそういった形で安心・安全の水が使えるようになる。そういったところを大きく期待をしてこの予算は通して、賛成をして事業を進めていく。それが一番の町民のための施策ではないかなというふうに思い、賛成の立場での討論といたします。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 私は、議案第36号、平成26年度水道事業会計予算について、反対するものであります。

いろいろ賛成の討論が出されましたが、私、実は水道課を中心に9つの地域で説明会が行われたところに追っかけではないですけど全部参加させていただきました。その中で出た意見は、そうだなと思ったんですけども、私どもは年齢がいった夫婦が二人暮らしですから水道料金はまああの段階なんですけども、出されたお母さんの意見では、子供の洗濯毎日じゃなきゃいけないというようなことで、2カ月サイクルで1万円からの水道料金だということを言われたんです。その後で、私は何軒かのお母さんにどうですかということを言ったら、ほとんど共通しているのがやっぱり小学校の子供、幼稚園の子供を持っておられる方、対象はほとんどやっぱり1万円、2カ月サイクルでということなんです。大変だと言っておられるんです。ただ、洗濯が、水道料金が大変だから投げておけというわけにいかないので、衛生面からいうと、特に子供たちはよく動くんで汚れがひどいと、そういうことなんで、ぜひそういうことの声を聞くと、やはり水道料金の引き上げは何とか工夫されて利用者に対する負担軽減を図っていくべきだないかと思うんです。

そこで、申し入れをいたしました。町長宛てだったんですけど、町長はちょうど用事があって面会できませんでしたが、副町長にかわって申し入れいたしました。その中で、3点を工夫をすればこの負担はしなくてもいいんじゃないかということ。1つは何かといいますと、いわゆる人件費ですね、一般質問の中でも私、言ったんですが、正職員は1人、これありますが、もう一人非常勤の職員の方で1名おられます。その人の報酬と社会保険料を入れますと年間240万のお金が必要ですね。それから、もう1点は、会見地域は水道料金が西伯の料金と違っております関係で今、会見に建っております公共施設のそこも西伯の料金と同じにすれば、たしか165万円から差額が出るということなんです。それから、もう1点は、ここに上がっているんですけども簡易水道協会の負担金が6,000円上がっておりますね。つまり、簡易水道も分野があるということなんです。賛成討論の中で公営企業法から言うと、一般会計から安易に繰り入れはいけな

いよということなんです。そのことを認識しても簡易水道部分についてのこれは、一般会計で足りないところは繰り入れることをやれば、十分に24年度決算でいきますと約四百数十万の赤字だったこれは、十分に財源が出るということではないでしょうか。ですから、私は先ほど賛成討論の中でありました朝金から落合、水がつながったら、そうすれば固定費がいわゆる浮くんだろということの説明の中でもありました、質問で。一体、何ぼになるだ、統合としたら、町長の答弁では恐らく経費が節減できるだろうと。そのときにはっきりと最終的な料金は確約というもんができるというのではなかろうか、できますとは言われなかったですけど、できるではないだろうかという答弁がありました。私は、そこまで、28年ですか、もうあと二、三年はこのままで我慢して行って、新料金ですね、私どもは上げることは可としませんが、そこまでとりあえずもたせていく、そして、住民の負担を新たに増加しない。このことをやるのが、どうしてもまたつけ加えますが定住促進につながるということを強く私は考えております。そのことを発言して討論いたします。

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第36号、平成26年度南部町水道事業会計予算を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第38 議案第37号

○議長（青砥日出夫君） 日程第38、議案第37号、平成26年度南部町病院事業会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第37号、平成26年度南部町病院事業会計予算であります。

内容であります、病院事業収益24億7,406万円、病院事業費用25億6,177万3,000円が計上された予算であります。

委員会で、平成26年度病院事業の概要として、病院を取り巻く状況の変化、平成26年3月に示された診療報酬の改定、また地方公営企業法計算基準の見直しについて、そして、消費税率改定による損税の増加により厳しい経営状況が予想されるとの説明を受けています。

委員会で審査の結果、賛成多数で可決すべきと決めています。

賛成の意見。消費税の賦課の点で反対とのことだが、全体的に病院は損税なので大変と考える。病院が町内にある存在意識を考えれば反対の理由などない。

反対の意見ではありますが、消費税の転嫁は住民の負担となる。県の利子補給に対し、町も同額補助すべきであり、それがなされていない状況なので反対するという意見がございました。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 26年度の病院会計に反対します。断っておきますが、委員会の中で出た賛成討論の中で、地域の病院を考えたら反対することあり得ないというような論があったんですけども、もしそうであれば、どの自治体の予算も反対することなどできなくなってきました。地方自治の議会の中で賛成、反対の論をするのは、やはりそこでの問題点等指摘しながら改善策をしていくという点でいえば、より具体的で積極的な賛成、反対討論にならないといけないのではないかということ指摘して、一つ反対討論をします。

私たちが反対している一つは、消費税を転嫁している問題です。今回の影響額については、消費税増では医業費用のところに出てきていたのではないかと思います。いわゆる510万8,000円ですね、これがその他医業収益のところの1億7,928万3,000円、前年比510万8,000円についての説明がいわゆる消費税増税分だと言っていました。その前に議決された条例の中では病院の消費税転嫁を、いわゆるいろんな文書等にも出ているのですが、病院の部屋代ですね、そこにも消費税が転嫁されているわけです。以前に、西伯病院が新しくなったときに部屋代を高くしていて、住民から高過ぎて使えないということで避けてきた経過も記憶に新しいのではないのでしょうか。平成26年度の事業計画を見ますと、平成25年度の当初予算と同じように病床利用率を91.4%に抑えています。非常に厳しい病院経営を提示してきたこれが現実だと思うのですが、少なくともこの病院の、特に収益等を考えたら入院収益がふえてこないことには、病院の経営ってなかなか安定したことにならないのではないかと思います。そういう点で考えれば、これをつくった方々もできたら病床利用率をもう少し高く設定したかったのではないかと思います。ここをすれば数字だけ見れば安心する数が出ると思うのですが、残念ながら

らこの利用率で済んでいる問題ありますよね。1つは、国の制度で病院になかなか入れないようにしようとしている。今から何年間かけて9万床減らそうとしている中で、現実として入院患者を確保することが難しくなっているという現状があると思うのです。2つ目には、住民サイドから見たら少しでも入院の費用を安くしてほしいという点から考えた場合、私は努力の一步として病室等に差額の部屋代に消費税転嫁するのではなく、病床利用率を上げるためにもそういう施策をとるべきではないということで、消費税を上げるべきではないということを指摘しておきたいと思います。

2つ目の反対は、当初予算にもあったんですけども、いわゆる県から来ている補助金ですね、3,812万7,000円ですか、いわゆる利子補填分ですね。県が言っている、町が行った場合に自分ところも半額出しますよといった分については、県は出しているんだけど町は出していない現状が長年続いています。県の見解もところどころと変わっておりまして、素直に読めば町が出せば県が出すという補助金ですが、現在は町だけしか出していないという問題です。これを出すべきだという意見なんです。これは……（「県だけしか出てない」と呼ぶ者あり）ごめんなさい、県だけしか出していないという問題です。失礼しました。そういう問題です。これを一般会計でも言ったのですが、今回26年度はアミノインデックスの最終年です。町の一般会計からもお金を出して取り組んでいます、これがなくなった27年ですね、26年でも私は25年度100万かつかつの黒字になるのではないかとこのときに、これも十分厳しい数字だと思っているんです。26年度については、もう少し厳しくなるのではないかと考えています。このようなことを見越したときに、少なくとも26年度当初予算には県と同じだけの補助金を町が入れておくべきだと。27年になれば、アミノインデックスの事業がなくなれば外来診療は落ちてくるのではないのでしょうか。そういうことを考えたら、赤字にさせない策の一つとしてでも町の姿勢として補助金を入れておくべきだということを指摘して、病院の健全経営を守るために町は一層の努力を望むという立場で反対をいたします。

○議長（青砥日出夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

6番、景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） 6番、景山です。私は、この議案に賛成の立場で発言をさせていただきます。

今回の予算ですが、資本的収支は別として病院事業費用収支の関係は、今回会計制度が変わって特損に過年度の賞与の関係ですか、それが入っている分を除けば大体1,000万ぐらいの赤ということです。ほぼ収支の均衡がとれた予算になっております。以前からよく、この病院の関

係については余り病院が黒にならなくても私はいいんじゃないかなというふうに思っていますというふうに言い続けております。繰り返し、繰り返しになっちゃいますけども、入院施設を持つこの病院があることで町民の皆さんがわざわざ時間やお金をかけて遠くの医療機関、米子市の医療機関に入院をして苦勞することがない、実質的に町民の皆さんにプラスになっている。また、これだけ医療費を抑えましょうといった、国保にしてもそのほかのいろんな制度にしても、行政のほうは割とお金を出すような仕組みばかりを中心として持っているわけですがけれども、幸いなことにうちの町は西伯病院という病院があることで、実際の医療を展開する上でも政策的な意思もある程度反映させることができるということを考えれば、もろもろのことを考えて、なおかつ病院の収支がほぼ均衡ができるということであれば、これは当然賛成をして通していくべきですし、さらに特色のある町民の皆さんのためになるような施策を展開して行ってほしいという期待も込めまして、ぜひ賛成をしたいというふうに思います。以上です。

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 37 号、平成 26 年度南部町病院事業会計予算を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 39 議案第 38 号

○議長（青砥日出夫君） 日程第 39、議案第 38 号、平成 26 年度南部町在宅生活支援事業会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第 38 号、平成 26 年度南部町在宅生活支援事業会計予算であります。

内容であります。収益的収入及び支出の予算額、在宅生活支援事業収益 2,911 万 1,000 円、在宅生活支援事業費用 3,075 万 7,000 円が計上された予算であります。

委員会での審査の結果、全員一致で可決すべきと決しています。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論は終わります。

これより、議案第 38 号、平成 26 年度南部町在宅生活支援事業会計予算を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 40 陳情第 12 号

○議長（青砥日出夫君） 日程第 40、陳情第 12 号、消費税の複数税率導入と新聞への軽減税率適用に関する陳情を議題といたします。

本件について民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、井田章雄君。

○民生教育常任委員会委員長（井田 章雄君） 民生教育常任委員長、井田でございます。付託を受けました陳情第 12 号、消費税の複数税率導入と新聞への軽減税率適用に関する陳情を審査の結果、全員一致で趣旨採択にすべきと決しました。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論は終わります。

これより、陳情第 12 号、消費税の複数税率導入と新聞への軽減税率適用に関する陳情を採決いたします。

委員長の報告は、趣旨採択でありました。本案を趣旨採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決しました。

日程第 4 1 議案第 3 9 号

○議長（青砥日出夫君） 日程第 4 1、議案第 3 9 号、南部町課設置条例の一部改正についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 議案第 3 9 号、南部町課設置条例の一部改正について。

次のとおり南部町課設置条例の一部を改正することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

新旧対照表をお配りしていると思いますので、お開きください。これは国民健康保険業務について、総合的に業務を行うことを目的に組織体制を見直し、町民生活課と健康福祉課の事務分掌を一部改正するものでございます。

国民健康保険に関する事項につきましては、保険給付と資格管理を町民生活課が、税の賦課徴収を税務課が、保健事業を健康福祉課で所管しており、これまでも連携が十分とは言えないという御指摘をいただいているところでございました。国保財政は平成 2 5 年度に基金が底をつく危機的な状況になっており、体制整備を通じて健全な運営に向けての取り組みをさらに強化し、進めていきたいという意図でございます。

その取り組みとしまして町民生活課に保健師を配置し、税の賦課徴収については従来どおり税務課において行いますが、税務課の国民健康保険税担当職員も国保運営についてかかわりを持ち、町民生活課の国民健康保険担当職員も賦課徴収などの税業務にもかかわってまいりたいというぐあいに考えております。また、母子福祉に関する事項については、現在、福祉事務所で行っておりますので削除し、以下、繰り上げをするものでございます。

第 6 条、健康福祉課の事務分掌については、新たに少子化対策の事務を行うこととするため、児童福祉に関する事項と少子化対策及び子育てに関する事項を追加するものでございます。

この条例の施行日は、平成 2 6 年 4 月 1 日といたしております。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 提案に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論は終わります。

これより、議案第 39 号、南部町課設置条例の一部改正についてを採決いたします。

議案第 39 号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 42 議案第 40 号

○議長（青砥日出夫君） 日程第 42、議案第 40 号、南部町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 議案第 40 号、南部町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について。

次のとおり南部町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

新旧対照表の 3 ページに表が記載しております。概要について申し上げます。近年、局地的な豪雨や台風などの自然災害が勃発し、地域防災力の強化が喫緊の課題となる中、昨年、平成 25 年の 12 月 13 日、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が公布され、同日付で一部規定を除き施行されました。同法は、消防団を将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在と定義し、消防団の抜本的な強化を国や自治体に求め、団員の処遇改善等による消防力の一層の強化を求める内容になっております。

これを受け、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令が公布され、平成 26 年 4 月 1 日に施行されますので、関係します本条例を改正するものでございます。

具体的には表のとおりでございまして、最低支給額を 20 万円とし、その他は階級や在籍年数に応じて設けられている退職報償金を全階級で一律 5 万円上乘せするようになっております。

施行日は、平成 26 年 4 月 1 日からとし、同日以降に退職する消防団員について適用することといたしております。よろしく御審議ください。

○議長（青砥日出夫君） 提案に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論は終わります。

これより、議案第40号、南部町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

議案第40号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第43 発議案第1号

○議長（青砥日出夫君） 日程第43、発議案第1号、「特定秘密の保護に関する法律」（特定秘密保護法）の廃止を求める意見書を議題といたします。

提出者である亀尾共三君から趣旨説明を求めます。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番の亀尾です。

発議案第1号

「特定秘密の保護に関する法律」（特定秘密保護法）の
廃止を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

平成26年3月19日 提出

提出者 南部町議会議員 亀尾 共三

賛成者 同 植田 均

賛成者 同 真壁 容子

南部町議会議長 青砥 日出夫 様

別紙を朗読いたします。

「特定秘密の保護に関する法律」（特定秘密保護法）の
廃止を求める意見書（案）

2013年12月6日、臨時国会で「特定秘密保護法」が成立した。国民の8割が廃案や慎重審議を求める中での強行成立だった。国連機関や海外メディアからも批判が相次いだ。同法成立後も、国民の怒りと不安は広がり続けている。

「特定秘密の保護に関する法律」（特定秘密保護法）は、「防衛」「外交」「特定有害活動の防止」「テロ活動の防止」について「特定秘密」事項を指定するとしている。何を秘密に指定するかは国民には知らされず、警察の活動も含めた広範な情報を秘密にすることができる。原発やTPP交渉に関する情報も対象になり、マスコミの取材や国民が情報公開を求めるなど、情報に接近しようとする行為も処罰（最高懲役10年）される恐れがあり、国民の知る権利は侵害される。

「特定秘密」の取り扱い者を対象にするという「適性評価」は、思想信条の自由やプライバシー権を侵すものだ。国会の国政調査権を制限し、国会議員や職員も処罰の対象である。本法では、故意による情報漏えいだけでなく、過失による情報漏えいも処罰するとしている。既遂の場合だけでなく、未遂の場合、共謀の場合、教唆の場合、煽動の場合も処罰対象としている。

このように国会審議を通して「特定秘密の保護に関する法律」（特定秘密保護法）が憲法の国民主権や基本的人権を侵害するものであることがはっきりした。

同法は、国民の目、耳、口をふさぎ、基本的人権、民主主義を破壊する重大な弾圧法に他ならない。国民の知る権利、言論・報道の自由、憲法第21条で保障された表現の自由を国民から奪うという悪法である。

「特定秘密の保護に関する法律」（特定秘密保護法）を廃止するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成26年3月20日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

内閣総理大臣

衆議院議長

参議院議長

以上です。皆さんのどうか賛同を得まして、ぜひ意見書を上げたいと思いますので、どうぞ賛

同、よろしく申し上げます。

○議長（青砥日出夫君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） 4番、板井隆です。先ほど出されました議員発議について、3点ほどちょっと質疑をさせていただきたいと思います。

この意見書（案）の1行目です。国民の8割の廃案や慎重審議を求めたと記載されていますが、廃案と慎重審議の割合を御存じでしたら教えてほしいなというふうに思います。

それと、2番目ですけれど、特定秘密の指定対象となり得る情報に原発やTPP交渉に関する情報も対象となるというふうにまた記載されていますけれど、特定秘密の保護に関する法律のどの部分を言っておられるのかということをお聞きしたいと思います。

3番目として、特定秘密を使う者に対して適性調査について、これは国家公務員法や、それから、自衛隊法で定められている秘密部分の中から安全保障上、最も必要な部分を特定秘密として取り扱いをするわけなんですけれど、その秘密を知り得る方の例えば思想信条や自由やプライバシー権をも侵すものだということというふう書いてありますけど、どの部分をもってそのように記述されたのか。以上、3点について伺います。

○議長（青砥日出夫君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 8割のことについてなんですが、私が一々聞いたわけではありませんけども、マスコミなどがアンケートをやった中で全部が全部とは言いませんが、8割に上る方がこの秘密保護法に対してのこれは認めるべきではないということが上がっております。手元にどのマスコミだったかということについては、私、持ち合わせておりませんので大変申しわけないですけども、8割の……。

それから、原発とTPPのことなんですけども、12月の議会でも出したんですけども、一体何を基準に、何をどこが秘密とするのか、一体何が秘密なのか、そのこと自身も秘密だというようなことがはっきりしないという状況です。ということは、裏返すと、今、原発の問題でもTPPの問題でも国民世論は非常に、原発についてはかなりの、これもアンケートをとると原発は廃炉はまだ別として、再稼働については異議ありの声が強い。それから、TPPについては全国の農業団体の方なんかが、やはりこれも異議ありという声があるわけなんです。国が進めようとしておるこの方針について、先ほども言ったように何が秘密で何が秘密でないのか、それ自体もわからない、線引きがね。そういう状況であり、このことを言っているわけなんです。

それから、3番目の秘密に関することなんですけども、実は、ここに一番新しいニュースとして1

9日の衆議院の内閣委員会で、我が党の赤嶺政賢さんがこの秘密保護法について質問をしました。その中で、7つの事項について国が言っていることについて赤嶺政賢氏は質問したんです。その中で、答えは担当大臣であります森担当相ですか、その方がこう言っているわけですね。1つ目は、テロ活動との関係。それから2つ目、これは犯罪と懲戒の経歴があったのかどうなのか。3つ目、情報の取り扱いの違反をしたのか、この経歴。それから4つ目が、薬物の乱用、その影響。そして5つ目が、精神疾患があるのかないのか。それから6番目が、飲酒の節度、これがどうなのか、深酒しているかどうか。7つ目が、信用の状態、経済的状况も含めてですが、このようなこと。これもいわゆる適性評価として、いわゆる家族ですね。例えば亀尾がそういう秘密に関するところの仕事をしているということになると、私の家内も全部そのような調査をされるということで、非常にこれがプライバシーの侵害に当たるというぐあいに結論づけている。そういうことなんです。

○議長（青砥日出夫君） 4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） 4番、板井隆です。まず最初、ありがとうございました。まず最初、8割の廃案、慎重ということで文書があったのは、私も一生懸命ホームページを探してみたら、多分これじゃないかなという数字と内容的なものが出てきました。これは共同通信社が発行した、ちょうど法案が成立した後の翌々日に世論調査で言った中で、このまま施行すべきかが9.4%で、修正すべきが54.1%、廃止すべきが28.2%ということで、もちろんこのときは内閣支持率も下がっています。そういったようなものがありました。多分、これを合わせますと80%近くになりますから、この部分を指して言っておられるんだらうなというふうに思いますけれど、ただ、これについては廃止すべきは28%であって、修正すべきというのが54%です。確かに拙速的な法案を通しておりますので、国民の方からはそう言われても仕方がないと、私もそういった面ではそういうふうに思っているわけなんですけれど、ただ、廃止すべきではなくて修正すべきということになっており、この法案も12月の6日に成立したわけなんですけど、施行自体は1年後なんです。その1年間でいろいろ協議をして、まだもうちょっと変えるところは変えてから最終的に施行していくと、もう一度国会に通るわけなんですけれど。そういった流れになっているということに対して、まずどんなふうに思っておられるのかというところ。

それと、原発、TPPについては、施行された法令の全文を読みますと、さっき言われたように森担当相が話しておられました。第1号では防衛に関する事項、それから、第3号では特定有害活動防止に関する事項、それから、第2号として外交に関する事項、それから、第4号としてテロリズムの防止に対する事項ということなんですけれど、私としては多分この中の外交に

関する事項、TPPですから外国等の交渉ですからそれに当たるんじゃないかなと思うんですが、そういった中に5つほどありますけれど、TPPに関するようなことは全く上げられていません。それから、原発的なことも、そういったことも全く上げられていない。そういった中で、このような文書を出されるということに対してどのように思っておられるのかという、2点をよろしくお願いします。

○議長（青砥日出夫君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 1つ目のあれには、御協力ありがとうございました。共同通信がよくやるんでそうだなかなと思ったんですけども、曖昧なことを言うともたいけませんので、どこかはわからんからということだったです。私は、修正のここで慎重審議を求める中での強行採決したんですから、これはやられた以上は、やはり修正であろうが何であろうとやっぱり秘密保護法のこれ、やっぱり法律を中止するのが当たり前だと思うんです。国民の圧倒的多数がやられた中で強行採決した以上は、やはりこれは1回廃止をして、そしてもっと議論を尽くしたその結果、結論を出すべきではないでしょうか。これがやはり民主主義の原点だと思います。

それから、原発については非常に東電が、いわゆるあそこの福島原発で漏れておってもなかなかああやって、ようやくしてから実は即日ではなくて後でどういうかわからんけども、恐らく相当相談されてから出されたと思いますが、そういうような状況。（発言する者あり）これも安易にあれですよ、それにかかわっている人が許しも得ずに言ったとか、そういうことになれば、これもやっぱり国の今の再稼働の状況、方針からいえば、だめだということになるだろうし、TPPも担当相の名前がわかりませんが……（「甘利」と呼ぶ者あり）甘利さんが交渉に行っていますね。そのところでどういう状況になったのか、まだ結論を得てないとか、そういう状況ですね。担当大臣がそのことだと思うんですけども、同行した人、あるいは記者が何かを耳に挟んでそれをやったというようなことになれば、この法律からいえば、これが処罰の対象になるというぐあいを感じるわけなんです。だから、そういう点からいっても、やはり原発、あるいはTPPのこういう重要な問題でもこの法律があったら報道が制限される、そういうことが十分考えられます。そういう点から指摘する。

○議長（青砥日出夫君） 4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） 4番、板井隆です。ありがとうございました。TPPについては、私の知っている国会議員の方が一緒について行かれたんです。逐次ブログで状況なんかが入ってきました。決して隠すことではなくて、どんどん国民の方には知っていただきたいというところから送ってきてもらっているんだというふうに思っています。何だったら見ていただければとい

うふうに思います。

最後に、その特定秘密を使う対象者の方の適性調査についてですけど、確かにこの方々には家族や逆に言えばお友達の辺までですか、影響が及ぶというようなことを聞いていますけれど、今はどうかわかりませんが、私、友達が警察官とかなったときに家族の構成、それから友達とかも最初に出して、そういった中での試験もあったというふうに思っています。私は、残念ながらその友達の一人には入れてもらえませんでしたけれど、やはりそういった形で、やはりそういった職につく人、責任を持ってやる人に対してはそれだけのものがかかってくると、私たち一般の者ではわからない部分が国には、またそういった組織にはあるというふうに思いますし、またそういった適性の評価を実施する前に本人がまず同意をしないとそれができないということが適性評価の実態、手続のイメージとして上がっていますし、これはもちろんイメージではなくて採用されているわけなんですけど、そういったような形で動いていることに対してどのように思っておられるのか。

○議長（青砥日出夫君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） TPPに関しては、板井議員は聞かれるんですけども、ブログで出すということは、それはそこでそれだけの責任を持っている人が出すのであって、仮に私、よく記者があるでしょ、ぶら下がりいうんですか、大臣がととととと歩いていくのを。そこでいろいろ聞きながらやって、その中で大臣がしゃべるといって、それにかかわる取り巻きが何か言ったとする、それはこの法律でいうとひっかかるんですよ。

それから、もう1点、警察の方がそこに自分は加わらなかったとあって、現在はそうなんだけれども、これがやられたらさっきも言ったように7項目の身辺調査があって、その中でなぜこれをやるかということは、いかに秘密を漏れないようにするか。もちろん国を揺さぶるような問題についてはそうかもしれませんが、今までは一定の段階ではマスコミに許されたことも、それできないような状況が起きるといって、極端な言い方すれば言い過ぎかもしれないが、戦前の治安維持法、このようなそこまではいかないにしても、そのように近いような状況、外に出ても物が言えないというような、そういうような状況に最終的には追い込んでいかれるというようなこと。このことを強く危惧するわけなんです。以上です。

○議長（青砥日出夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

10番、井田章雄君。

○議員（10番 井田 章雄君） 10番、井田でございます。この発議案に対して、反対の討論をいたします。

特定秘密保護法は日本の安全保障に関する、特に外交、防衛、スパイ、テロリズムなどの情報のうち、特に秘匿することが必要であるものを特定秘密と指定して取扱者の適性評価、先ほどの発案者から話がありましたが、適性評価をされるわけですね。これは特定有害活動及びテロリズムとの関係、犯罪及び懲戒の経歴、情報の取り扱いにかかわる非違の経歴、薬物の乱用及び影響、精神疾患、飲酒についての節度、そして信用状態、その他の経済的な状況の実施をやられるわけです。そして、漏えいした場合の罰則などされた法律であります。しかし、適性評価の実施に当たっては評価対象者の明示的な同意を必要とし、調査事項を法定しているから、先ほど言いましたように法で定めておるわけですね。法定していることから、法定された調査事項以外の個人情報収集することはありません。また、政治活動や組合活動、個人の思想信条は調査事項ではないと認識しています。そして、一般の方の生活には全く影響ありませんし、秘密保護法は官僚の勝手を許さないための法律であります。国と国民の安全の確保と守ることが目的とされています。

この法律でございますが、国民の選挙で選出された国会議員で衆議院、参議院で可決成立し、平成25年12月13日に公布されました。そして、この日から1年以内に修正協議をし、施行されることとなっております。

私は、最後に現在の世界情勢を分析すれば、修正あっても廃止は考えられないと思っています。したがって、私は総合的に判断し、この発議案に対して反対するものであります。以上であります。

○議長（青砥日出夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） この特定秘密保護に関する法律の廃止を求める意見書（案）をぜひ採択する立場で討論いたします。

この案の文にもありますように、特定秘密の取扱者を対象にするという適性評価は、思想信条の自由やプライバシー権を侵すものだ。国会の国政調査権を制限し、国会議員や職員の処罰の対象であると言っております。さらに続いて、未遂の場合でも共謀の場合でも教唆の場合でも煽動の場合でも処罰の対象という、どこまでも対象が広がるこういう内容を持っております。

それで、これがなぜ世論の支持を受けないかということを考えてみますと、安倍内閣が矢継ぎ

早に日本版NSCとか、今回の特定秘密保護法を強行採決、そして、今は解釈改憲まで足を踏み込もうとしております。こういう危険な方向に国民は脅威を感じているんだと思います。日本国憲法が定めている平和主義を高く掲げて世界と平和外交をしていくことこそ重要でありまして、安倍首相は積極的平和主義と口では言いながら、やっていることはこういう軍事……。今の解釈改憲まで進めば憲法に触れるようなところまで今来ていると私は考えます。

ですから、この意見書はそれを国民の多数で押し返すという内容だと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 7番、杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） 7番、杉谷です。ここで特に発言する必要はないかとは思いましたが、前回、私は不採択のほうにいたしましたので、一言立場を明らかにする意味でも述べさせていただきます。私は、この特定秘密保護に関する法律の廃止を求める意見書を不採択という立場で意見を申し上げます。

2004年から2006年まで、内閣法制局長官を務めた弁護士の阪田雅裕氏という方がおっしゃっております。そもそも罪刑法定主義の大前提から考えて、漏えいした秘密の中身が知らされないまま被疑者が訴追されるようなことはあり得ない。そして、特定秘密保護法案には法律としての構造的な問題はないというような見解を示しておられます。

私は、一度この法案が採択された後、去年の12月6日でございますね、その後、少し修正を加えるその他もろもろの意見があります。そのようなことも踏まえてこれは引き続きその方向でいくべきだと思います。そうしませんと同盟国に対しまして不信感を与え、そしてまた、かの国に間違ったメッセージを与え、またそのようなところから日本が国際的な立場で混乱に陥られるようなことになっては本当に困るなと思います。そういう意味で、私は不採択ということで意見を述べさせていただきました。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 12月のときにも共同で出させていただきました特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書を皆さんの賛同を得て政府機関に上げたいと求めておりますので、よろしく願いいたします。

先ほど言っておられましたTPPや原発がどのような項目に値をするのか、TPP、外交問題ですけれども、それ以前にTPPは、TPP交渉の中で話していることは外に漏らしてはいけないということを決められています。もしブログとかでするのであれば、今のTPPでアメリカが米に対してどのような問題言っているのか、日本に対して農産物の5品目に対してどのようなこと

を言っているのかということがすぐ新聞等が出なければいけないのですが、それがなかなか出ないし、しゃべることができない。私は、TPPはどっちかというと、この特定秘密保護法以前の問題だと思っているのですが外交問題に位置づけられると。原発の問題やテロ活動の防止の問題で、今あるような汚染水のタンク等も特定秘密保護法に指定されてきたら、知らないうちにその報道すらできなくなるのではないかと、これはもう専門家が言っていることですよね、テロ組織の攻撃先にもなりかねないということが言われているわけですね、当然、この中に入ってきていると。

先ほど言った12月にもあったんですが、それ以降、先ほど井田議員がおっしゃった適性評価の問題で、その中では心配しているようにいろいろ薬物の乱用とか、スパイ、テロとの関係を調べるのであって、個人の情報等については何ら調査しないというのが12月の議会当時の森まさこ秘密保護法担当大臣の答弁だったんですよ。それが先ほど亀尾議員が言っていたきのう、19日に新聞に大きく報道されていますのは、ところが、この身辺調査の適性評価は7事項だけではないんだと。先ほどおっしゃった政治活動や思想信条、調査する事項にも及ぶんだということを確認したということなんです、きのうの国会で。これも新聞に出ていたらいいんですけども、特定秘密保護法が横行してきたらこれも載らなくなってくるだろうと思いますけども、内容はそういうことで調査されないことはない。友達等のことについても調査するのかということについては否定しなかったというのがきのうの委員会の、衆議院内閣委員会で行われた答弁だったというのが現時点で情報として入ってきていることです。

それで、秘密は先ほど板井議員が言いなされた警察等については秘密守るんだって言ったんですけど、日本では国家公務員法と、それから、自衛隊法等で秘密保全というのはいわれているわけなんです。ところが、今回問題になっているのは先ほど言ったように、何が秘密かわからない、秘密に接触しようとしたら何が秘密かわからないけれども、それを聞いた国会議員やマスコミまでが処罰されるということで大騒ぎになっているということは御承知だと思うんです。それで、今、この私たちがつくった文言も、実は、これ日本弁護士連合会、日弁連の方々が意見書として十分慎重な対応を求めるといって国会に出された分を参考にさせていただいたのですが、日本弁護士会は先ほど弁護士の関係者も言われたんですけども、どのように言っているかというと、2013年6月に南アフリカのツワネというところで行われたツワネ原則、これに基づいても秘密保護法は国際的にも問題があると言っているわけですね。このツワネ原則というのは、これは調べたらアメリカの財団が呼びかけて安全保障のための秘密保護と、知る権利の確保という相対立する2つの課題の両立を図るために国際連合等と一緒に、世界中から500人を超える

専門家が2年間にわたって討論をしてつくり上げたというツワネ原則というのがあるわけですね。日弁連の方々は、この特定秘密保護法がこのツワネ原則に反しているのではないかという点を呼びかけているわけなんです。そのうちの大きな一つが誰もが公的機関の情報にアクセスできるのに、何が秘密かとわからない段階でアクセスした段階で処罰されるというのは、これは世界中にはないのではないかということを行っているわけなんです。

それと、どんな秘密があっても国民の知る権利を保障する。例えば戦争が起きかねないような大量破壊兵器がどこにあるのかというような場合は、これは世界的に見たら秘密の対象ではないと決めていることすらも秘密保護法では、国内では秘密にできるということなんです。

それと、全て情報は国民のものというのが今世界の趨勢ですから、秘密にするとすれば秘密の期間を限定しなくてはいけないのだけれども、その限定が定かではないという問題なんです。

もう一つは、いわゆる国民の権利を奪いますから、そういう秘密保護法を施行する場合には第三者機関が監視しなければいけないのですが、この監視機関が総理大臣の中に入ってしまったという問題ですね。

こういう中と、最後に言っているのは、少なくとも公務員でない者については、民間人ですね、秘密情報を受け取ったりとか、こういうことがあっても訴追されるべきではないというのが国際的な原則だと、こういうところから見て日本の秘密保護法案について非常に警戒をし、その旨を明らかにしてくれということと、その辺の修正を求めているというのが日弁連の会長表明の中にもあるわけです。

先日、2日前でしたか、私のツイッターの中には、日本政府は今武器を持ち出そうと、三原則を変えようとしています。秘密保護法を適用して武器を輸出する国の名前と、どのような武器を出すのかということについても秘密の範囲だと言い出しているという情報も入っています。今、多くの方々がテレビの「ごちそうさん」見ていると思いますが、あの戦争のときに地下鉄が使えなかったということが国民には知らされずに多くの犠牲者が出たという空襲の問題、あのようなことが実際に日本でも起こってくるとすれば、今の私たちの責任が重いとは思いませんか。

それで、私たちは今、この廃止を求めています。もし井田議員がおっしゃったように修正であれば賛成するというのであれば、話し合いには応じる用意はあります。ぜひ全員一致して修正動議がもしなされるのであれば、南部町の住民の利益を考えたら私たちは譲歩することも考えておりますので、もしお話し合いができるのであればお話し合いしませんかということで、ぜひともこの際、皆さんと御一緒に上げたいと思いますので、御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、発議案第1号、「特定秘密の保護に関する法律」（特定秘密保護法）の廃止を求める意見書を採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立少数です。本案は、否決されました。

日程第44 議長発議第2号

○議長（青砥日出夫君） 日程第44、議長発議第2号、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員長、石上良夫君から、閉会中も本会議の日程等、議会運営に関する事項について十分調査を行う必要があると、会議規則第75条の規定に基づき継続調査の申し出がありました。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長、石上良夫君からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

日程第45 議長発議第3号

○議長（青砥日出夫君） 日程第45、議長発議第3号、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。広報調査特別委員長、景山浩君から、閉会中も議会広報などの編集について十分調査を行う必要があると、会議規則第75条の規定に基づき継続調査の申し出がありました。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、広報調査特別委員長、景山浩君からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

日程第46 議長発議第4号

○議長（青砥日出夫君） 日程第46、議長発議第4号、閉会中の継続調査の申し出についてを議

題といたします。

お諮りいたします。議会改革調査特別委員長、景山浩君から、閉会中も議会改革について十分調査を行う必要があると、会議規則第75条の規定に基づき継続調査の申し出がありました。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、議会改革調査特別委員長、景山浩君からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

○議長（青砥日出夫君） 以上をもちまして今期定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

よって、第2回南部町議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。これをもちまして平成26年第2回南部町議会定例会を閉会いたします。

午後4時20分閉会

議長挨拶

○議長（青砥日出夫君） 閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

3月4日に開会以来、本日まで17日間にわたり、平成26年度一般会計予算を初め、補正予算、条例等、当面する町政の諸案件を議員各位の終始極めて真剣な御審議により、ここに全て案件を議了いたしました。

極めて妥当な結論を得たことに対し、議員各位の御精励に対し、深く敬意をあらわしますとともに、衷心より厚くお礼を申し上げる次第であります。

町長を初め、執行部におかれましては、審議の間、常に真摯な態度をもって御協力いただきましたことに対しまして感謝申し上げますとともに、今期定例会を通じて議員各位から述べられた一般質問、あるいは質疑などの意見、要望等につきましては、町政執行に際しまして十二分に反映されますよう要望する次第であります。

また、3年前に発生しました未曾有の災害である東日本大震災を決して対岸の火事とはせず、いま一度、一人一人が災害に備えた準備を怠らないよう、お願いを申し上げます。

厳しい寒さの冬から少しずつ春めき、南部町の名所、法勝寺公園の桜や、緑水湖の桜が見ごろ

となってきました。南部町の春がすぐそこまで来ています。皆様におかれましては健康に留意され、ますますの御活躍を祈念いたしまして、閉会の御挨拶を申し上げます。

町長挨拶

○町長（坂本 昭文君） 平成26年3月定例会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

本定例会は3月4日より本日まで17日間にわたり開催されまして、平成26年度一般会計当初予算を初め、39の議案について御審議をいただきまして、慎重御審議の上、全議案ともに御賛同いただき、御承認を賜り、まことにありがとうございました。

長丁場を御精励いただきましてお疲れになったことと存じます。きょうはゆっくり休養していただきまして、またあすからお元気で議員活動に精励されますように祈念を申し上げます。

さて、6日、7日には、10名の議員さんより一般質問をいただきました。土曜日の開校、180号バイパス道の駅について、水道料金の改定問題、体験型観光の推進、スポnet、保育園問題、低所得者施策などで、まさに今、町政の大きな課題として取り組むべき問題ばかりであり、まことに時宜を得たものと思っております。

一つ一つに丁寧にお答えしたつもりですが、意見の異なる点や議論のかみ合わない点も多くありました。しかし、議論を通じて確実に双方の理解は深まったと思いますし、町民の皆様にも論点が明確となり、意義あるものであったと思っております。違いは違いとして、議員各位には議員活動の中で得られる情報などで正すべきところは正すように御指導をいただきたく存じます。

さて、議決をいただきました26年度当初予算の目玉は、思い切った少子化対策であります。従来の行政運営の延長線上ではなく現下の少子化の現状を見据え、大胆な施策をパッケージで打ち出した次第であります。5年後に現在より20名程度の乳幼児の増加を目標に強力に取り組んでまいります。ほかにも地域包括ケアシステムの構築や防災体制の整備など、住民生活に直結する暮らしを応援する予算と言えると考えていますので、御支援と御協力をよろしく願いいたします。

ロシアのソチでの平和の祭典でありましたオリンピックやパラリンピックも終わりましたけれども、同じロシアでウクライナへの軍隊の侵攻があり、世界平和を脅かしております。町政もこのような情勢の変化に大きな影響を受けるというように考えておりまして予断を許しません。新年度に向けて気を引き締めて町政運営を進めてまいりたいと存じます。

議員各位にはお元気で議員活動をしていただきまして、町政の発展に御尽瘁を賜りたくお願い

を申し上げまして、お礼の御挨拶といたします。ありがとうございました。
